

第 2 期 大阪府 地域福祉支援計画

— セーフティネットの再構築に向けて —

計画期間：平成 2 1 年度～平成 2 5 年度

大 阪 府

ご あ い さ つ

大阪府では、平成15年3月に社会福祉法に基づく地域福祉支援計画を策定し、市町村や社会福祉協議会等さまざまな関係機関と連携しながら、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化など、地域福祉施策を積極的に推進してきました。

この間、障がい者施策をはじめ、公的福祉サービスが各分野ごとに整備されていく一方で、そのサービスだけでは対応しきれない事案など、制度の狭間の問題が一層顕在化してきました。また、急速な高齢化や地域コミュニティの変容による人と人とのつながりの希薄化、一人暮らし高齢者や一人親世帯の増加などの要因も相まって、さらなる地域福祉のセーフティネットの充実が求められるようになってきています。

こうした課題に的確に対応し、今後も大阪府が市町村支援を中心とした地域福祉施策を推進していくため、このたび、第2期大阪府地域福祉支援計画を策定しました。

これからの地域福祉の推進にあたっては、本計画に基づき、地域における「自助・共助」をベースに、まずは地域の実情を最も把握している市町村が、その自主性と責任に基づいて住民に身近な福祉ニーズに対応していただき、本府は広域的な観点から市町村を支援するとともに、個々の市町村だけでは対応できない福祉課題の解決に取り組んでいきたいと考えています。

また、市町村補助金の交付金化や市町村への権限移譲など、地方分権改革に向けた取組みを進めるとともに、「持続可能」なセーフティネットの構築は行政の最大の使命であるとの基本認識のもと、府としての責務をしっかりと果たしてまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました大阪府地域福祉支援計画推進委員会並びに市町村、各種団体の関係者、府民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成21年3月

大阪府知事 橋下 徹

目 次

第1章 地域福祉の理念

1. はじめに	1
2. 地域福祉とは何か	1
3. 地域福祉推進の意義	2
4. 地域福祉推進に向けた原則と3つの視点	2
5. 地域福祉推進にあたっての市町村、民間団体及び地域住民並びに大阪府の役割	3

第2章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置づけ	8
3. 計画における府の姿勢	9
4. 計画の期間	9

第3章 地域福祉施策の推進方策

1. 計画の目標	10
2. 地域福祉施策の方向性	10
3. 地域福祉施策の推進方策	12
(1) 地域福祉のセーフティネットの構築	12
(2) 市町村支援	21
(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり	24
(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり	32

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	44
2. 計画の進行管理	44

第1章 地域福祉の理念

1. はじめに

わが国の社会福祉制度においては、増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉の共通の基盤となる制度について利用者の立場に立った大規模な改革（社会福祉基礎構造改革）が進められ、平成12年5月、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」が成立しました。

その中で、社会福祉事業法は「社会福祉法」と改められ、「地域福祉の推進」が明記されるとともに、計画的に地域福祉を推進するため、市町村においては「地域福祉計画」を策定し、また、市町村の地域福祉の推進を支援するため、都道府県においては「地域福祉支援計画」を策定することが盛り込まれました。

本府においては、これからの府の地域福祉の推進方向を示すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、全国に先駆けて地域福祉支援計画を策定することとし、平成13年7月、大阪府社会福祉審議会に「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」諮問しました。

同審議会では、具体的検討を行うために学識経験者、地域福祉活動実践者等からなる計画検討委員会を設置し、これからの地域福祉の理念や推進の方向性、具体的な推進方策等についての十数回にわたる議論を経て、平成14年9月、答申がなされました。

このたびの第2期大阪府地域福祉支援計画についても、本答申を踏まえ策定することとし、今後の府内市町村の公民協働による地域福祉の推進をなお一層支援していきます。

2. 地域福祉とは何か

かつて福祉は、特定の人のためのもの、課題を抱えた人に対する事後的な救済を主たる目的とするイメージがありましたが、現在、「ウェルビーイング（個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念）」という考え方に示されるとおり、社会的・経済的に困難な立場にある人々に対する支援を行いつつ、すべての人の人権の侵害や自立の阻害を生み出さない仕組みをつくり上げていくことが必要となっています。

そのためには、府民を「一人の生活者」としてとらえ、誰もが自分らしくよりよく生きることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題

の解決を図ることが必要です。

そして、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認めあい、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会をつくりあげていく必要があります。

地域福祉とは、こうした社会づくりに向けて「地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生活することのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取組み」です。

3. 地域福祉推進の意義

(1) 新たなつながり・連帯の構築

都市化の進展、多様な地域性、NPO、ボランティア等多彩な民間の活動の広がりに伴い、社会における新たな人と人、人と組織、組織と組織とのつながり・連帯を構築していくことが求められています。

(2) 都市特有の生活・福祉課題への対応

急速な高齢化や家庭・地域における相互扶助機能の変化等大阪という都市特有の生活・福祉課題に対応していくことが求められています。

(3) 新しい地方自治の推進

現在、国から地方公共団体への権限移譲の推進や地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化等の地方分権が進められており、地方公共団体の自主性・自立性の向上と住民参加の充実が一層求められています。

4. 地域福祉推進に向けた原則と3つの視点

これからの地域福祉の推進にあたっては、住民が自ら考え、活動する主体となって、すべての人が幸せに暮らしていける福祉社会づくりに連帯して取り組むことが重要です。こうした住民主体の原則のもとで、次の3つの視点を基本において取り組みを進めます。

(1) 人権の尊重

- 一人ひとりの人権を最大限に尊重する。

(2) ソーシャルインクルージョン

- 地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人の存在を認識し、同じ社会の構成員として包み支え合う。
- 地域社会のさまざまな団体との連携による「新たな公」を創造する。

(3) ノーマライゼーション

- すべての人が地域で自分の意思であたりまえの日常生活が送れる社会を実現する。
- 地域住民の積極的な参加を促し、福祉についての関心と理解を深める。

5. 地域福祉推進にあたっての市町村、民間団体及び地域住民並びに大阪府の役割

地域福祉の推進にあたり、市町村、民間団体及び地域住民並びに大阪府は、次のような役割を担うことが求められています。

(1) 市町村、民間団体及び地域住民の役割

① 市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制を整備するとともに、住民の地域福祉活動を促進するなど、地域の実情に応じた地域福祉施策を推進していく役割を果たします。

② 民間団体の役割

社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人、社会福祉事業を営む事業者はもとより、社会的責任として地域貢献が期待される企業やNPO等地域のさまざまな民間団体は、行政と連携あるいは各団体間で相互に連携しながら、福祉課題を解決するための多様な福祉サービスを提供することにより、地域に「新たな公」を創出することが期待されています。

③ 地域住民の役割

地域住民は、ボランティアやNPO等の地域福祉活動への主体的な参加による地域社会への貢献により、地域に「新たな公」を創出するとともに、個人では解決できない地域の福祉課題について共有化を図り、公私で支え合い助け合う「協働」を推進することが期待されています。

(2) 大阪府の役割

本府は、広域的自治体として、個々の市町村だけで対応することが困難であったり、非効率であると考えられる広域的・専門的な福祉ニーズに対応するとともに、市町村の自主性を尊重しながら、地域福祉施策の推進を支援していく役割を果たします。

また、市町村間の連携や市町村と民間団体や地域住民との連携による地域福祉施策の推進を支援するなど、府域のコーディネート機能を担います。

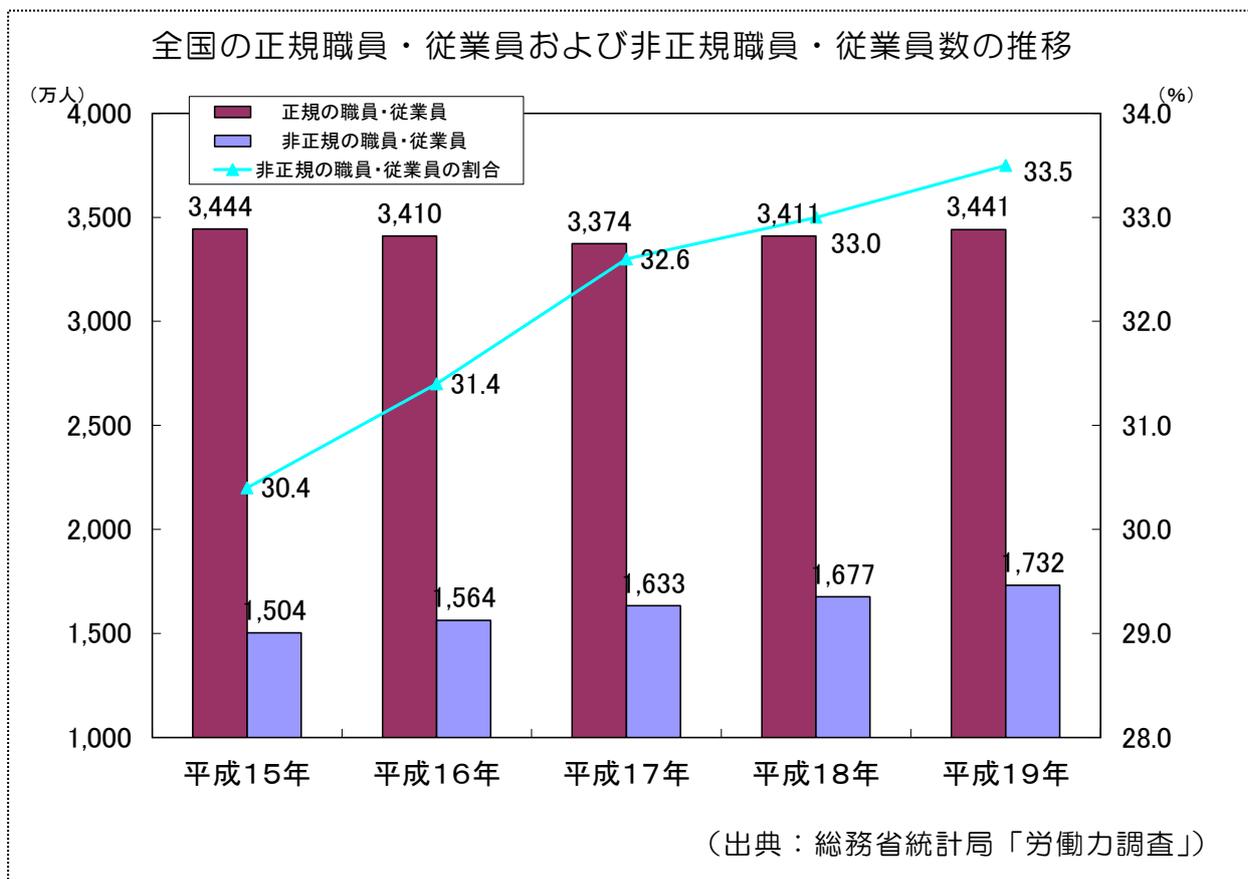
第2章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

(1) わが国の地域福祉をとりまく状況の変化

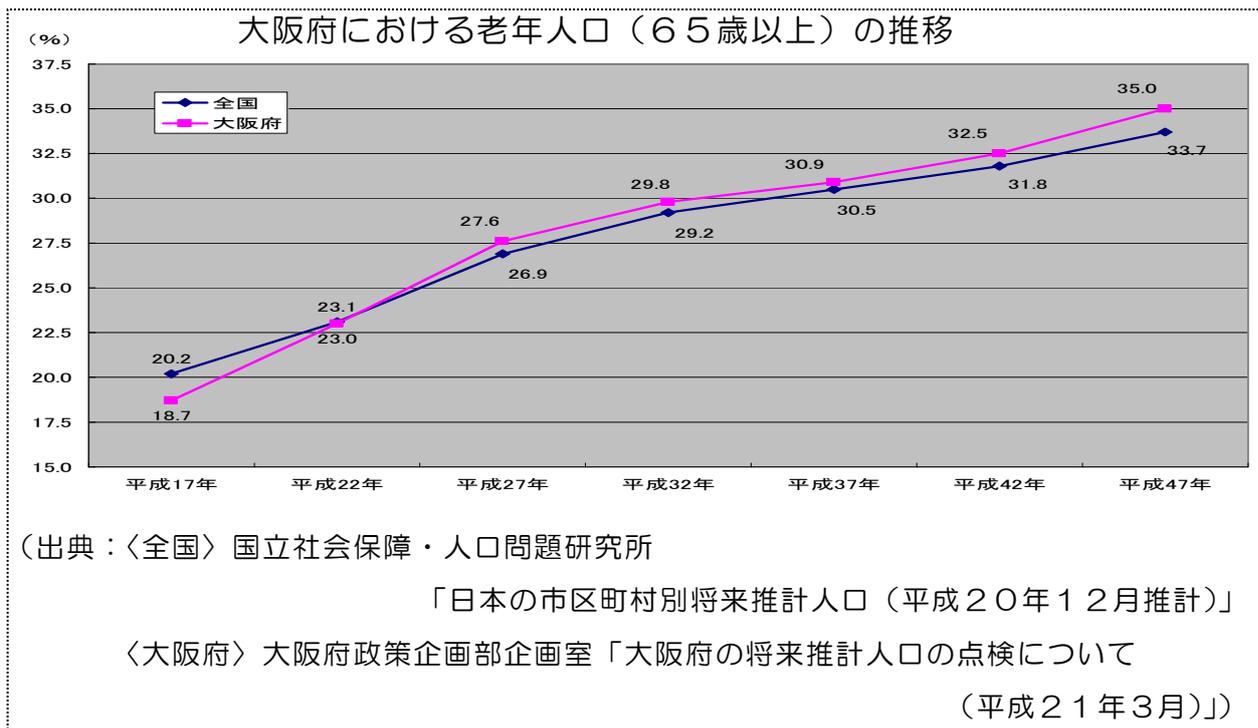
平成15年3月の第1期大阪府地域福祉支援計画策定後、介護保険法の改正及び障害者自立支援法の制定等により、公的福祉サービスが分野ごとにより整備されていく一方で、平成20年3月の厚生労働省「これからの地域福祉のあり方研究会報告書」でも指摘されているように、公的福祉サービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が一層顕在化してきており、第1期計画をこうした状況の変化に対応できるよう改訂する必要があります。

近年のわが国の経済環境や雇用環境においては、企業の倒産、低賃金労働者や不安定な就労形態の労働者の増加、ニートの状態にある若者の増加、多重債務等国民生活に大きな影響を及ぼすさまざまな問題が生じており、セーフティネットの充実が一層求められています。

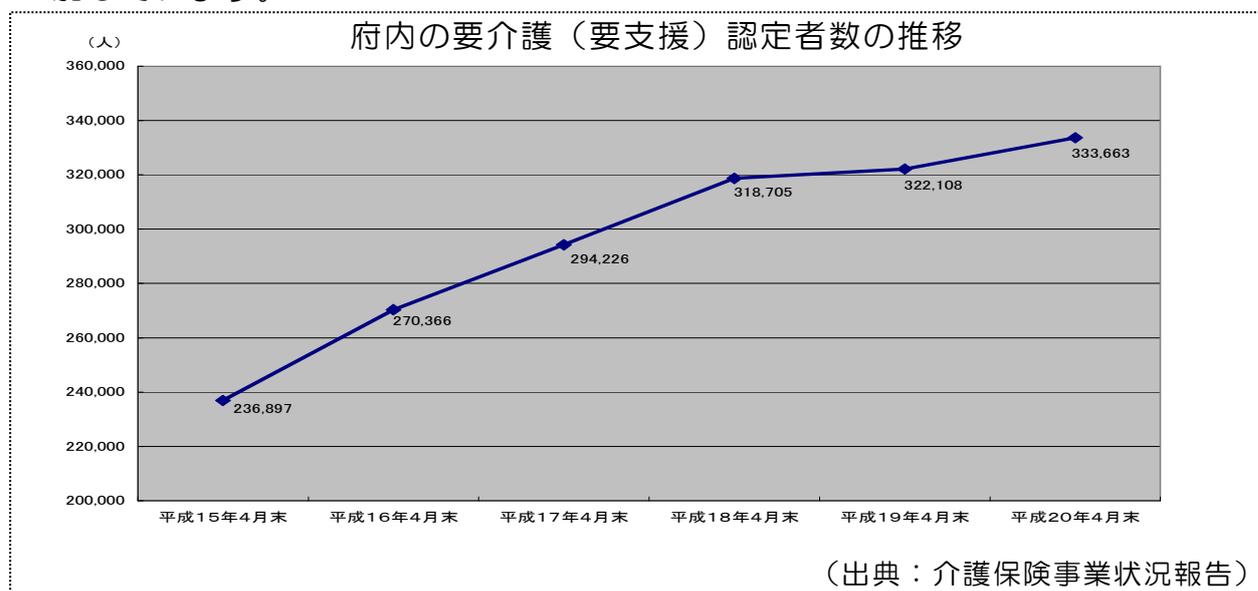


(2) 大阪府の地域福祉をとりまく状況の変化

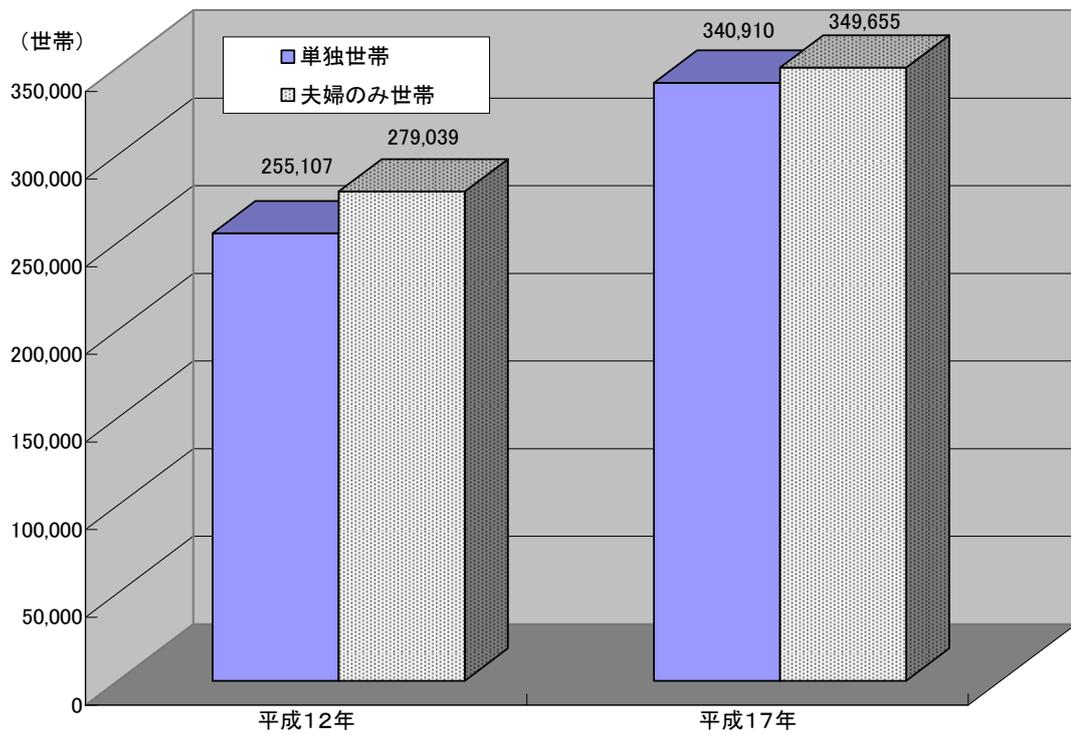
第1期計画策定直後の平成17年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の人口推計及び平成21年3月に本府がとりまとめた「大阪府の将来推計人口の点検について」によると、本府における65歳以上の老年人口の割合は、平成17年には18.7%と全国に比べて下回っていましたが、平成27年には27.6%となり、全国を上回ることが予想されるなど、今後、全国に比べて急速に高齢化が進展することが予想されています。



急速な高齢化、家庭・地域における相互扶助機能の変化等に伴い、要介護（要支援）認定者数、一人暮らし高齢者数、夫婦のみの高齢者数、一人親世帯数が増加しています。

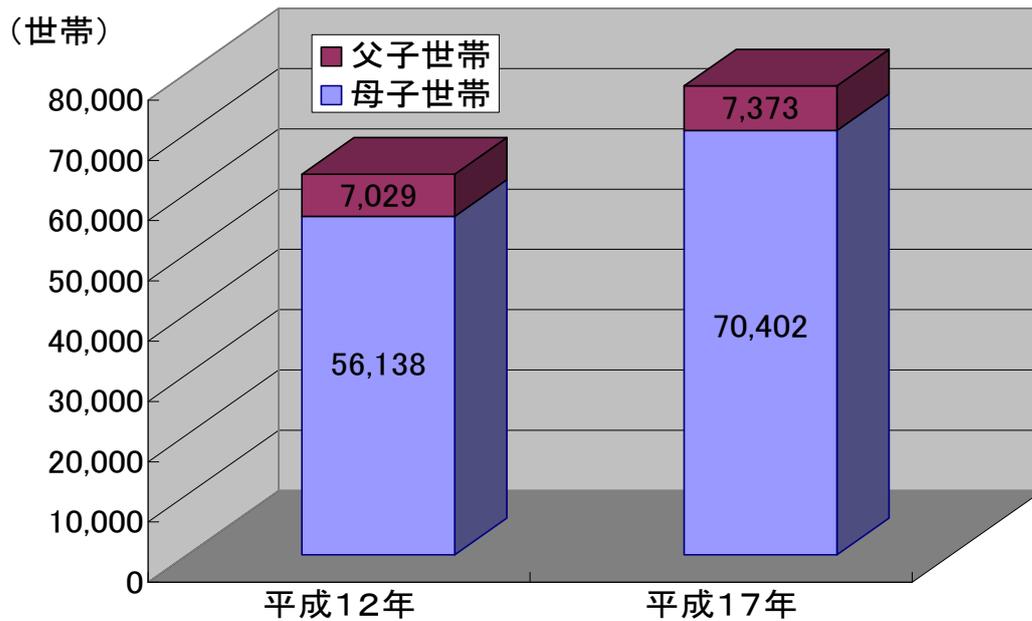


府内の65歳以上の一人暮らし世帯数・夫婦のみ世帯数の推移



(出典：国勢調査)

府内の一人親世帯数の推移



(出典：国勢調査)

第1期計画及び平成16年2月に府が策定した大阪府健康福祉アクションプログラム（案）の取組期間が平成20年度末で終了します。

本府では、平成20年6月に大阪維新プログラム（案）を策定し、「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底するとともに、すべての事務事業等についてゼロベースでの見直しを行い、市町村・民間との役割分担等の観点から再構築することとしました。このため、小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業、総合生活相談事業等の主な地域福祉関係事業についても再構築を図ることになります。

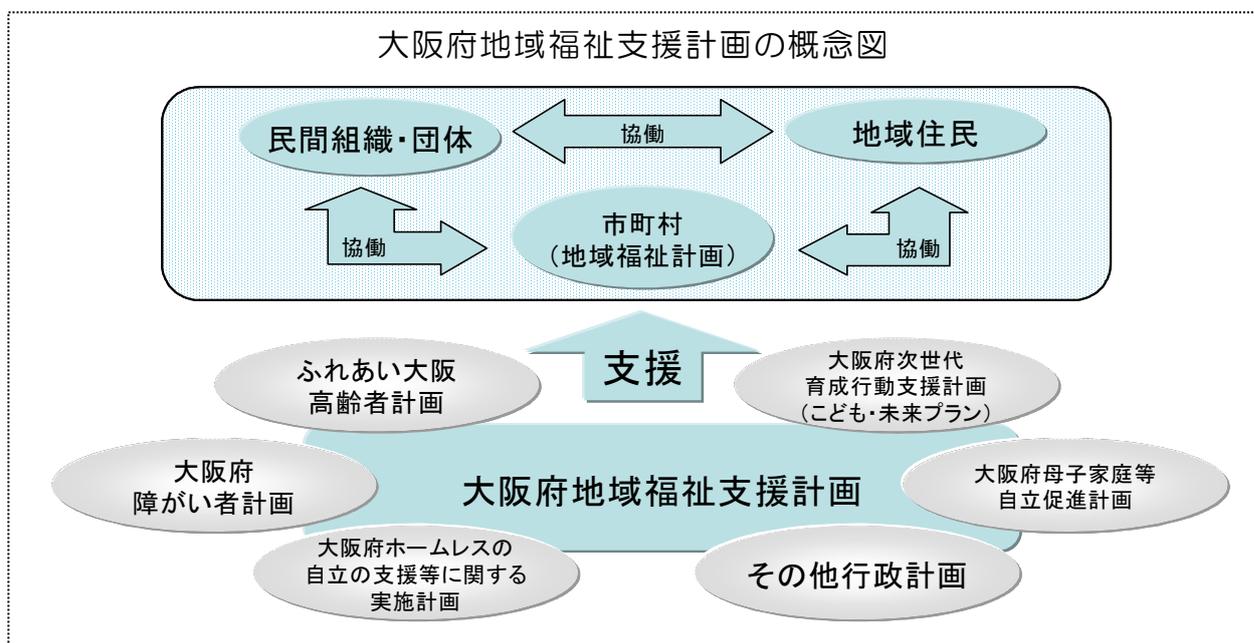
このように、地域福祉をとりまく状況が大きく変化していることから、今後も府が市町村支援を中心とした地域福祉施策を推進していくためには、新たな計画が必要です。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、広域の見地から、府域の地域福祉の水準を上げていくための指針となるものです。

また、本計画は、府と市町村がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携する関係を構築し、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めるものです。

さらに、本計画は、ふれあいおおさか高齢者計画、大阪府障がい者計画等の分野別計画と連携・整合を図りつつ、地域福祉の視点から横断的・総合的に定める計画です。



3. 計画における府の姿勢

前章で述べた地域福祉の推進にあたっての府の役割を踏まえ、本府は次のような姿勢で本計画を策定し、次章で述べる具体的な施策の推進に取り組みます。

(1) 市町村優先の原則

住民に身近なことは市町村の自主性と責任に基づいて行う市町村優先の原則にのっとり、本府は、市町村に対する補助金の交付金化や権限移譲等により、市町村が創造性を発揮し、住民のニーズにあったサービスの提供や民間活動の促進を行うことができるよう環境整備に努めます。

(2) 広域行政や府内のコーディネート役に重点化

本府は、府域全域に関わる施策を提案するとともに、府域のサービス水準の向上に向けた広域的取組みを行います。

また、市町村だけでは対応が困難な高度・専門的サービスの提供や市町村間の広域的な連携を進めていきます。

4. 計画の期間

本計画の計画期間については、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

なお、府の他の福祉関係計画や社会福祉制度の動向等を踏まえ、中間年の平成 23 年度に必要な点検・見直しを実施します。

第3章 地域福祉施策の推進方策

1. 計画の目標

第1章で示した地域福祉の理念を踏まえ、次の3つを本計画の目標とします。

- (1) 誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会
- (2) 誰もが地域と「つながり」をもち、ともに支え、支えられる地域社会
- (3) さまざまな団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

2. 地域福祉施策の方向性

上記の目標の実現に向け、次の4つの項目について重点的に取り組み、必要な施策の展開を図ります。

- (1) 地域福祉のセーフティネットの構築
- (2) 市町村支援
- (3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり
- (4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

地域福祉推進の方向と展開

【第2期計画における具体的取組み】

地域福祉のセーフティネットの構築

市町村における地域福祉コーディネーター関係事業の取組支援

- 小地域ネットワーク活動の課題解決に向けた取組み
- 先進事例の収集及び市町村への情報提供
- 地域福祉のコーディネーターの育成及び資質の向上
- 市町村が行うコミュニティソーシャルワーカーの配置事業等の評価手法の検討
- 地域福祉施策に関する府域全体の状況及び福祉課題の把握

身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

- 民生委員・児童委員の資質向上を図る研修の充実
- 住民周知のための広報・啓発
- 民生委員児童委員協議会への外部理事選任の働きかけ
- コミュニティソーシャルワーカー等関係機関との連携強化の推進

地域の要援護者を把握し、支援するための取組みの促進

- 個人情報共有に関する府民への啓発
- 個人情報の適正な取扱いを確保するための情報提供
- 地域の要援護者情報の把握の推進
- 災害時における市町村の支援体制づくりの促進

市町村支援

地域福祉施策の推進に対する支援

- 地域福祉・子育て支援交付金の創設
- 先進事例の提供による市町村の施策立案のサポート
- 先駆的な取組みを進める市町村への支援

市町村地域福祉計画の策定等に対する支援

- 地域福祉計画の策定・見直し支援
- ワーキンググループでの地域の福祉課題等の研究

地域福祉・福祉サービスの担い手づくり

地域福祉を支えるこれからの担い手の確保

- 情報提供・広報による府民の福祉活動への参加機会拡大
- 企業との連携による担い手の確保
- 教育関連ボランティアとの連携促進
- 小中高校での福祉教育推進

社会起業家の育成・支援

- 社会起業家の活動に関する広報
- 中間支援組織のプラットフォーム機能を有するネットワークの構築
- 社会起業家と地域をつなぐコネクター機関の育成

地域貢献を行う企業との連携の推進

- 地域貢献を行う企業との連携推進

福祉を支える専門人材の養成・確保

- 潜在的有資格者の再就職支援
- 複数事業者間での連携による人材の確保
- 職場体験・広報活動の推進

地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

社会福祉協議会に対する活動支援

- 大阪府社会福祉協議会の活動支援
- 市町村社会福祉協議会の取組支援
- 地域貢献委員会の設置促進

大阪後見支援センター(あいあいねっと)の再構築

- 市町村社協、地域包括支援センター等関係機関相互の連携促進
- 地域の相談機関のスーパーバイザーとしての取組推進
- 日常生活自立支援事業の利用待機者の解消
- 日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行促進
- 市民後見人養成に向けた研究の場の提供
- 市町村社協の法人後見に対する取組支援

福祉サービスの苦情解決体制への支援

- 第三者委員の設置促進
- 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員のスキルアップ
- 運営適正化委員会と市町村等関係機関との連携促進

福祉サービス第三者評価事業等の推進

- 事業者に対する普及啓発
- サービス利用者への情報提供
- 府民への制度周知
- 評価機関の認証要件の見直し
- 指導監査による事業者の適正な事業運営の確保

福祉有償運送の推進

- 運営協議会の運営支援

3. 地域福祉施策の推進方策

(1) 地域福祉のセーフティネットの構築

地域における見守り・発見・つながりのネットワークは、地域福祉の根幹です。

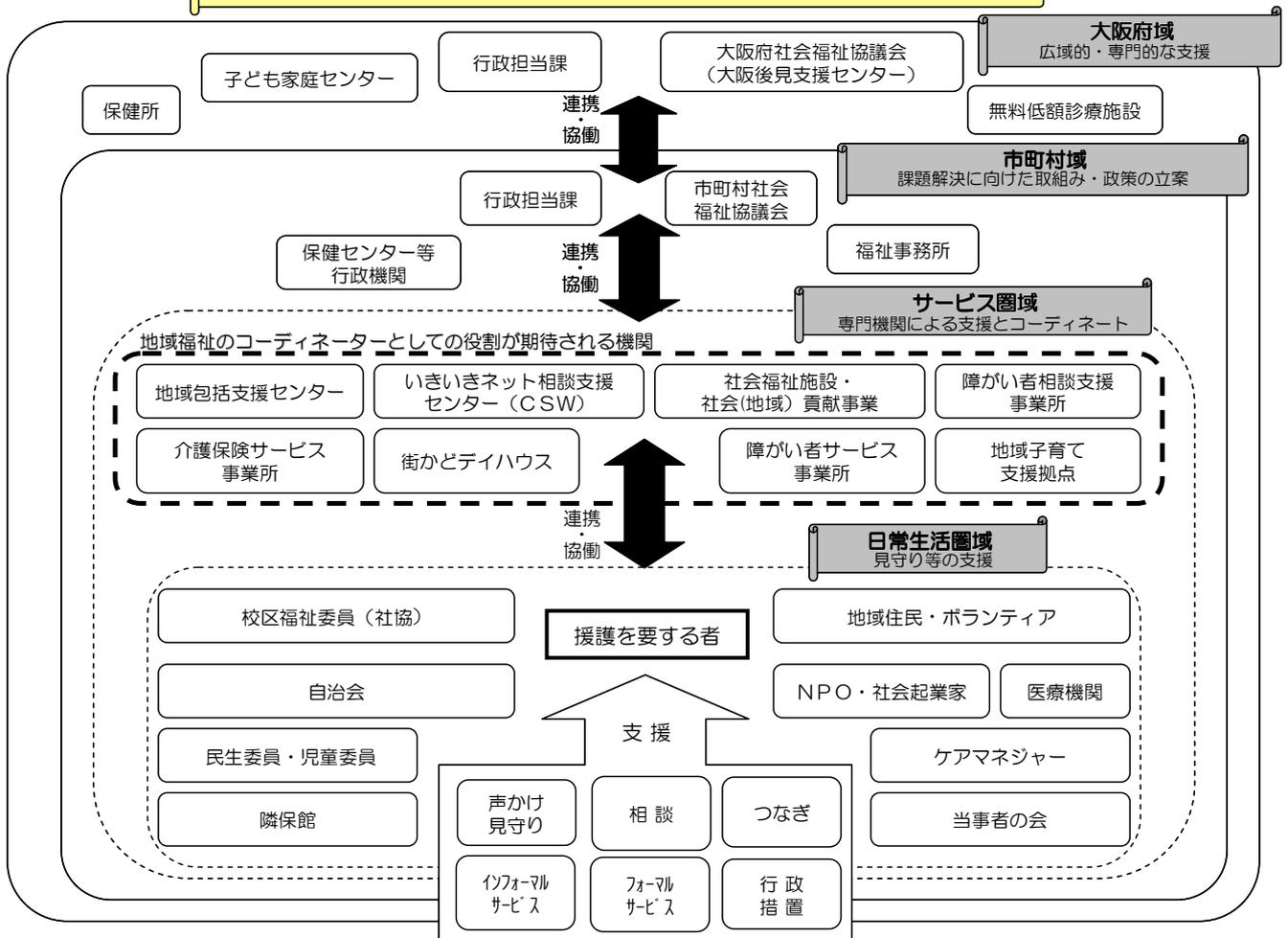
福祉課題を抱える要援護者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、多様な主体による「声かけ・見守り」「相談」「つながり」「インフォーマルサービス」「フォーマルサービス」「行政措置」といったさまざまな支援が必要になります。

地域において要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつなぐなど適切な支援が行われるためには、まず、「日常生活圏域」において、地域住民、民生委員・児童委員、校区福祉委員等による見守り等の活動が行われ、このような活動だけでは解決困難な福祉課題については、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉施設等の一定の「サービス圏域」に設置されている専門機関が支援し、さらに「市町村域」や「都道府県域」においては、行政機関や社会福祉協議会等がより広域的・専門的に課題解決に取り組むといった重層的なセーフティネットを構築することが求められます。

なお、こうした地域福祉のセーフティネットの構築にあたっては、地域住民等からの相談等に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の政策立案に向けた提言等を行うコーディネーターが必要です。

このため、市町村においては、地域の実情に応じて、「サービス圏域」の専門機関を地域福祉のコーディネーターとして位置づけ、当該コーディネーターが有効に機能するような仕組みづくりに取り組むことが重要です。

大阪府の地域福祉のセーフティネットのイメージ



※ 市町村は、地域の福祉のネットワークを活用しながら、地域の実情に応じて重層的なセーフティネットを整備することが求められています。なお、市町村の規模等によっては「日常生活圏域」と「サービス圏域」が同一である場合や「サービス圏域」と「市町村域」が同一である場合も想定されます。

※ 勤労者の場合には、その職場が最も身近な生活の場であるなど、居住地域以外のつながりが援護を要する者の抱える課題を発見することもあります。居住地域以外のつながりで発見された課題を専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける仕組みの構築も必要となります。

① 市町村における地域福祉コーディネーター関係事業の取組支援

民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域住民等による見守り・声かけ訪問や配食サービス等小学校区単位での支え合い活動を支援する市町村社会福祉協議会に対して、市町村とともに助成する小地域ネットワーク活動推進事業を平成10年度から実施してきました。

また、隣保館を設置運営する市町村に対し助成を行うほか、隣保館における相談機能の強化を図るため、地域住民の生活上のさまざまな課題やニーズに対応する総合生活相談事業を平成14年度から市町村とともに進めてきました。

さらに、地域福祉のコーディネーターの役割を担う者として、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中学校区等の単位で設置するいきいきネット相談支援センターに配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るコミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業を平成16年度から市町村とともに進めてきました。

一方、大阪府社会福祉協議会老人施設部会においても、制度の狭間等の既存の制度だけでは対応困難な地域の要援護者に対する社会貢献事業を平成16年度から実施しており、府内の老人福祉施設に相談員を配置し、施設CSWとして要援護者に対する見守りや相談等を行うとともに、老人福祉施設の自発的な拠出により基金を設置し、その基金を活用した経済支援を行うことにより、要援護者の生活問題の解決や自立支援を図ってきました。

また、大阪府社会福祉協議会は、社会貢献事業の円滑な推進を図るため、平成16年度から施設CSWをサポートする社会貢献支援員を配置し、府においては、この取組みに対して助成する高齢者医療・健康・福祉サポート機能等支援事業を平成16年度から平成20年度までの5年間行ってきました。

【第1期計画における取組状況】

○ 小地域ネットワーク活動は、平成19年度には府内のほぼ全ての小学校区で実施されており、延べ217万人の地域住民が参加しました。

小地域ネットワーク活動への参加者数

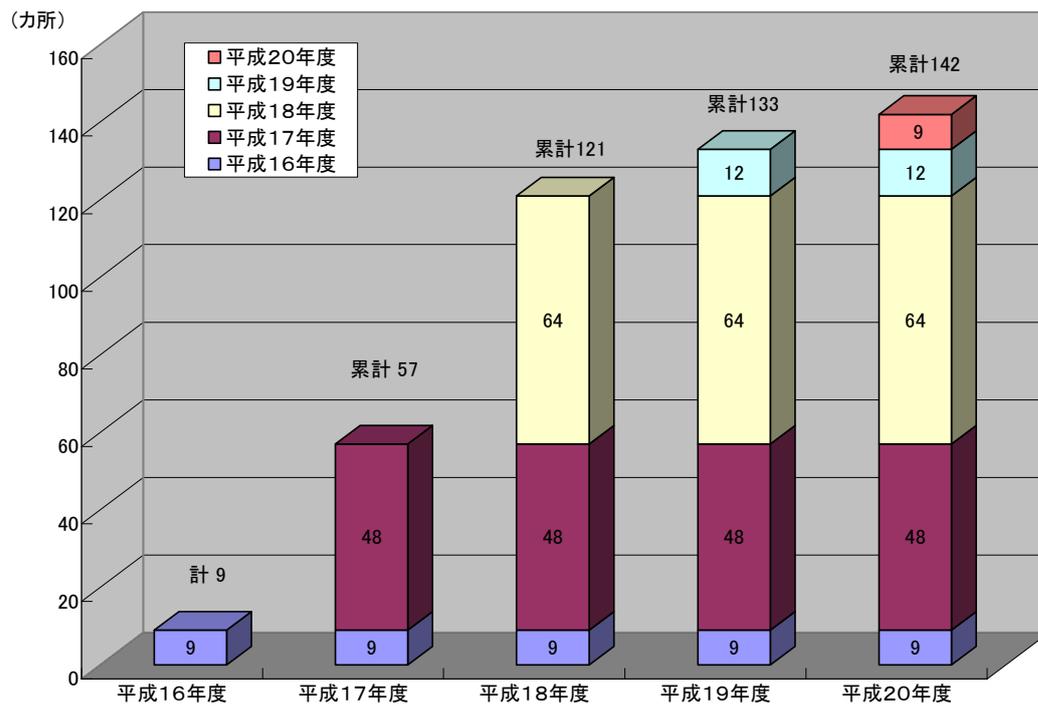
(単位：千人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
小地域ネットワーク活動の参加者総数	1,598	1,798	1,826	1,871	2,176

(出典：地域福祉課調べ)

- 総合生活相談員は、平成19年度には19市町27館の隣保館に72人配置されており、訪問等の活動を通じて地域住民のさまざまな相談にに応じてきました。
- コミュニティソーシャルワーカーは、平成20年度末には府内39市町村の142箇所配置されており、要援護者に対する個別支援や解決システムの開発に取り組んできました。

コミュニティソーシャルワーカー配置箇所数



(出典：地域福祉課調べ 政令市・中核市除く府内39市町村)

コミュニティソーシャルワーカー活動実績

(単位：のべ件数)

	16年度	17年度	18年度	19年度
福祉制度等に関する相談件数	4,385	18,681	47,129	61,159
各種サービスの利用申請支援数	208	917	2,345	3,378
既存の公的サービス等へつないだ数	218	1,727	2,828	3,823
ケース会議数	102	654	1,551	2,358
地域福祉計画に関する情報提供数	4	80	401	882
新たなサービスに関する情報提供数	11	55	408	832
住民懇談会実施数	13	164	444	560
住民活動コーディネーター数	8	120	603	749
要援護者等の組織化を支援した数	2	26	164	266
地域住民を対象とした研修会数	36	135	788	1,251

(出典：地域福祉課調べ 政令市・中核市除く府内39市町村)

- 社会貢献事業については、平成19年度に受けた相談件数は5,342件、社会貢献基金については、平成19年度までに約3億1千万円を積み立て、基金を活用した経済支援は約1億3千万円となっています。

なお、大阪府社会福祉協議会保育部会においても、子育て中の保護者に助言等を行う地域貢献支援員を保育所に配置する地域貢献事業が行われています。

【課題】

総合生活相談事業については、大阪維新プログラム（案）により平成19年度で廃止し、平成20年度から市町村が自らの判断で地域の実情に応じた事業実施ができるよう、総合相談事業交付金として再構築しました。

小地域ネットワーク活動については、担い手の高齢化や固定化、活動メニューの固定化等の課題があります。

また、コミュニティソーシャルワーカーについては、さらなる資質の向上に努めていく必要があります。

このような中、小地域ネットワーク活動推進事業及びコミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業については、平成20年度で廃止し、地域の実情に沿った事業展開が促進されるよう市町村への交付金として再構築することとしました。

しかしながら、これまでこれらの事業が果たしてきた地域における見守り・発見・つなぎ等の地域福祉のセーフティネットの機能は、今後とも地域福祉を推進

していく上で不可欠であるため、このような機能が確実に継承されるような取り組みが必要です。

【第2期計画における具体的取組み】

- 小地域ネットワーク活動については、企業退職者や小中学生の保護者等新たな担い手の確保、少子高齢化の進展や災害時支援といった課題や福祉ニーズに応える新たな取組みの検討、さらには活動拠点・活動資金の確保等について、市町村や市町村社会福祉協議会（校区福祉委員会）等とともに検討します。
- 小地域ネットワーク活動等における先進事例を収集し、市町村へ情報提供することにより、各地の多様なセーフティネット構築に向けた取組みを促進します。
- 市町村において、地域の要援護者からのさまざまな相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりが行われるよう、必要な取組みを進めます。
- 市町村が配置するコミュニティソーシャルワーカー等の地域福祉のコーディネーターの育成を広域的・効率的に行う観点から、新任研修・現任研修等の資質向上を図るための取組みを進めます。
- 市町村が行うコミュニティソーシャルワーカー等の配置事業や小地域ネットワーク活動等の事業について、市町村自らが事業の効果検証を行うことができるよう、事業の評価手法の検討を行い、市町村の後方支援に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカー等の活動事例並びに小地域ネットワーク活動や隣保館の取組状況を市町村から収集し、府域全体の状況や福祉課題の把握に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカー等が発見した制度の狭間等の福祉課題のうち、現行制度上、個々の市町村だけでは解決困難な問題については、市町村とともに研究し、新事業の検討や国への制度改善の提言等その解決に向けて適切に対応します。

② 身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

身近な地域福祉の担い手として、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されている民生委員・児童委員については、現在、府内で約1万3千人が地域住民の生活状態の把握、要援護者からの相談や生活保護の申請に関する助言等を行っているほか、一人暮らし高齢者の見守りや児童虐待の早期発見等の活動を通じて、地域における多様な福祉ニーズを発見し、関係機関と連携しながら課題解決につなげています。

【第1期計画における取組状況】

- 民生委員・児童委員の活動強化を図り、活動方針を明確にするとともに、長年にわたり民生委員・児童委員として社会福祉・児童福祉の増進に尽くした方に対する表彰等を行うため、「大阪府民生委員児童委員大会」を開催しています。平成20年は、大正7年に本府が全国に先駆けて創設した民生委員制度の前身である「方面委員制度」から数えて90年目にあたるため、90周年記念の大会を開催しました。
- 新任民生委員児童委員研修、中堅研修、指導者研修の実施や民生委員児童委員活動ハンドブックの作成等を通じて民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めています。
- 子育て支援や児童虐待の早期発見等に取り組むため、民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員を概ね小学校区単位に1人配置となるよう増員しました。

【課題】

児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、ホームレス、ひきこもり等さまざまな理由により支援を要する人が増加している中、住民に最も身近な相談役として、民生委員・児童委員の役割は重要性を増しています。

一方で、地域の結びつきの希薄化等に伴い、民生委員・児童委員活動への認知度や理解が低下しているという状況も一部に見られます。

このため、民生委員・児童委員が地域で活動しやすい環境づくりを一層進める必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 新任・中堅研修等民生委員・児童委員の資質の向上を図るための研修を引き続き行うとともに、新任研修にホームレスの自立支援に関する内容を追加する等研修内容の充実に努めます。
- 民生委員・児童委員のさまざまな活動内容や区域担当者を住民に知ってもらい、住民から「顔の見える」民生委員・児童委員となるよう、市町村と連携しながら、さらなる広報・啓発に努めます。
- 民生委員児童委員協議会の活動内容や活動方針に関して多様な角度から助言を得ることにより、民生委員・児童委員活動の一層の推進が図られるよう、学識経験者やマスコミ関係者といった第三者の協議会理事等への選任について、大阪府民生委員児童委員協議会連合会とともに働きかけます。
- 地域住民の福祉課題を発見し、適切な助言や福祉サービスの提供につなぐこと

ができるよう、コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター、行政等関係機関との連携強化を一層推進します。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
民生委員・児童委員の氏名及び担当校区名を広報誌等に掲載する市町村数	政令市を除く 41市町村中 19市町村	政令市を除く 全市町村	政令市を除く 全市町村
外部理事等を選任する民生委員・児童委員協議会数	—	政令市を除く41市 町村中25市町村	政令市を除く 全市町村

③ 地域の要援護者を把握し、支援するための取組みの促進

地域の要援護者を支援するためには、日頃から市町村と民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、自治会の役員、ボランティア、当事者団体等の関係者との間で要援護者に関する情報を把握し、あらかじめ共有することが必要です。また、こうした平常時の取組みは、災害時の安否確認等の支援にも不可欠です。

【第1期計画における取組状況】

- 市町村が日頃からの見守り体制を災害時の安否確認と連動して構築できるよう、そのモデルとなる取組み（見守り・災害発生時安否確認連携モデル事業）を支援しました。
- 平成18年度には、災害時に必要な情報を迅速・的確に把握し、安全に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する災害時要援護者の支援のための課題、福祉避難所の運営ノウハウ等を把握・検証するため、災害時要援護者支援対策をモデル的に実施する市町村に対し、支援を行いました。
- 平成19年3月には、市町村が地域の実情に応じて支援策を実施していく際に必要となる災害時要援護者支援プランの作成を促進するため、府としてその基本的な考え方や留意点等を示す「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」を策定しました。

【課題】

- 市町村から関係者に対する地域の要援護者支援に必要な情報の提供や共有が、個人情報保護条例上の問題等により適切になされていない、あるいは、地域の結

びつきの希薄化とプライバシー意識の高まり等のため、地域住民から関係者に対して必要な個人情報伝えられず、時には孤立死に至るケースもあることから、市町村と関係者との間で地域の要援護者情報を把握し、共有できるよう促進することが必要です。

- 障がい者手帳を取得していない人等行政が把握していない要援護者の情報をどのように把握するかということも重要な課題の一つです。
- 災害時要援護者については、市町村と関係者との間で日頃から情報共有を図り、災害時にはこれらの情報を活用して、避難情報の伝達や安否確認等の支援を実施できる体制づくりが必要です。

【第2期計画における具体的取組み】

- 市町村と関係者との間で地域の要援護者の保護に必要な情報を共有できるよう、府民に対して情報共有の必要性について啓発を行うとともに、市町村等に対して個人情報保護制度と両立し得る情報共有の手法について助言するなどの支援を行います。
- 市町村職員や関係者による個人情報の適正な取扱いを確保するため、市町村等に対し、個人情報保護に関する研修会の案内、啓発パンフレットの配布等を行います。
- 地域の要援護者、とりわけ障がい者手帳を取得していない人等の情報を民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティア等の関係者が把握し、共有化できるよう必要な取組みを進めます。
- 「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」に基づき、地域のネットワークを活かした日頃からの要援護者の情報把握・共有化を進めるとともに、災害時にはこれらの情報を活用した円滑な避難情報の伝達、安否確認等を実施できるよう、市町村の支援体制づくりを促進します。

(2) 市町村支援

住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、地域の実情を把握して自ら主体的に地域福祉を推進していくことが求められており、それぞれの市町村が地域の特性や福祉ニーズに即し、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民の参加を得て市町村地域福祉計画の策定・改訂に積極的に関わり、福祉による地域づくりという観点から地域福祉を総合的・計画的に推進していく必要があります。

府は、広域的自治体として、市町村だけでは対応することが困難、あるいは非効率的になるような広域的・専門的な福祉ニーズに対応するとともに、市町村の自主性を尊重しながら、地域福祉計画の策定・見直しの支援等を通じて市町村における地域福祉の推進を支援します。

① 地域福祉施策の推進に対する支援

地域における見守り・発見・つなぎの機能の構築や住民活動の支援等の地域福祉施策は、地域の実情を最も把握している市町村において実施されますが、府としても広域的・専門的な観点から市町村に対する財政支援をはじめ必要な支援を行っています。

【第1期計画における取組状況】

- 市町村に対する財政的支援として、小地域ネットワーク活動推進事業やコミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業、総合生活相談事業を実施するとともに、大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度を創設し、市町村の地域福祉の推進を支援しました。

【課題】

大阪維新プログラム（案）を踏まえ、府においては、市町村との適切な役割分担のもと、各市町村がその自主性を発揮して、地域における見守りや相談・つなぎの機能の充実・強化をはじめとした地域福祉施策を推進できるよう、広域的な観点から支援する必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 市町村が自らの判断で地域の実情に応じて地域福祉を推進できるよう、大阪府地域福祉・子育て支援交付金により、市町村が策定する地域福祉計画に掲げる目標達成に資する事業を支援します。

大阪府地域福祉・子育て支援交付金の概要

1 目的

地域福祉・子育て支援の分野を対象に、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことで、府民のサービス向上に資することを目的とする

2 対象事業

市町村が策定する地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画に掲げる目標達成に資する地域福祉推進事業又は子育て支援事業

3 事業規模

平成21年度当初予算 20億7千3百万円

4 取組み課題や事業例

- 援護を要する人に対する課題解決等の機能（セーフティネット）の構築・充実
- 住民による「支えあい・助け合い」活動の支援
- 健やかな出産の支援
- 保育所など地域資源を活用した見守りや援護を要する子育て家庭への支援 など

- 各地域が自主的に取り組んでいるセーフティネットの構築・充実等に関する施策例や小地域ネットワーク活動等の事例の収集に努め、その情報を提供し、市町村の施策立案をサポートします。
- 地域福祉施策を推進する中で把握・発見された課題については、その課題に向け、先駆的な取組みを進める市町村に対しては、財政的な支援等も検討します。

② 市町村地域福祉計画の策定等に対する支援

市町村には、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉を計画的に推進するための地域福祉計画の策定が求められています。府においては、これまで市町村地域福祉担当課長会議（平成13年8月設置）を開催し、市町村との情報・意見の交換や連絡調整に努めるとともに、平成18年3月には、市町村地域福祉計画策定指針及び地域福祉推進のガイドラインを策定するなど市町村の地域福祉計画の策定を支援してきました。

【第1期計画における取組状況】

- 府内市町村においては、平成20年度中に42市町村で地域福祉計画が策定済みとなる予定です。府においては、地域福祉計画の策定・改訂を予定している市

町村とともに地域福祉の推進に向けた課題等について検討するため、地域福祉計画の策定に関する連絡会議（平成20年7月設置）を設置し、市町村における地域福祉計画の策定・見直しを支援しました。

- 地域福祉力評価システムの府内市町村への普及を促進するなど、市町村が策定している地域福祉計画の評価（効果検証）に対する支援を行いました。

地域福祉力評価システムの概要

1 地域福祉力評価システムとは

市町村における地域福祉施策の進捗・達成状況の評価（効果検証）を行うため、豊中市・和泉市が大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金を活用して実施したモデル事業で作成したアンケートや分析用のプログラム。

2 システムの特徴

市町村が地域の福祉力に関する調査から分析までを簡便に行えるのが特徴。アンケートは、社会福祉協議会職員や民生委員・児童委員らの他、ボランティア活動に参加する住民などを対象に実施することを想定しており、計33問で回答は選択式。

結果を「意識、認知、地域のまとめ、参加、学習、しくみ」の6つの指標で分類するとともに、レーダーチャートで表し、一目で各自治体の状況を把握できるようにした。

3 システムの効果

同システムを活用することによって、転居などで福祉活動を実践する人が変わっても「地域の福祉力」について定点観測を行うことができる。また、複数自治体で、同一指標を使用した評価を行うため、地域間の比較も可能となった。回答は選択式で、結果はレーダーチャートによって表示される。これらにより、市町村域内の小学校区間や市町村間での結果の比較も可能となる。

【第2期計画における具体的取組み】

- 引き続き、市町村との地域福祉の推進に関する情報・意見の交換や連絡調整に努めるとともに、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援します。
- 地域福祉計画の改訂を予定する市町村と府でワーキンググループを設置し、地域福祉力評価システム等を活用しながら、地域福祉計画の達成状況や地域の福祉課題等について研究します。

(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり

地域福祉を安定的・継続的に推進していくためには、地域住民一人ひとりが自らの問題として福祉への理解と関心を高めていくことが重要です。そのためには、府民の幼少期から高齢期に至るまでの幅広いボランティア体験や交流活動を推進するとともに、積極的な広報・啓発活動を行っていくことが必要です。

また、多様化する地域の福祉課題の解決にあたっては、行政やボランティア等地域住民、NPO、社会福祉法人、企業等さまざまな民間主体が担い手となることが求められています。

高齢者や障がい者等の介護をはじめとする福祉サービスが安定的に提供されるよう、質の高い福祉人材の養成と確保が必要です。

① 地域福祉を支えるこれからの担い手の確保

地域では、ボランティアや民生委員・児童委員、校区福祉委員等様々な福祉の担い手による多様な住民活動が行われています。府においては、市町村や社会福祉協議会とともに、これらの住民活動を支援し、担い手の拡大や活動の振興を図るための取組みを進めています。

【第1期計画における取組状況】

- 小地域ネットワーク活動に参加したボランティア等の地域住民や民生委員・児童委員は、平成19年度においては、見守り・声かけ訪問等を行う個別援助活動では約3万3千人、配食サービス活動、ミニデイサービス活動等を行うグループ援助活動では約4万4千人となっています。
- 小学校の余裕教室を活用した地域住民とボランティア団体との交流・活動の場づくりの取組みや教育分野と連携した小中学生のボランティア体験の取組み等を行う市町村を支援しました。
- 小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習を進めるとともに、高齢者施設や障がい者施設等の福祉施設への訪問等福祉・ボランティア教育を推進してきました。また、福祉やボランティアに関する研修の実施等を通じて教員の福祉教育に関わる資質の向上にも努めました。

【課題】

民生委員・児童委員や小地域ネットワークを支える校区福祉委員等の地域福祉の担い手は、高齢化の進展等に伴って不足する傾向にあります。また、同じ人が民生委員・児童委員、校区福祉委員、PTA役員等を兼ねているなど、担い手が

固定化しているといった状況も一部に見られます。

このため、若い世代や企業退職者等多様な担い手を確保していく必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携し、府民が必要とする福祉に関するさまざまな情報の提供を行うとともに、多様な媒体での広報・普及活動の実施により、地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大に努めます。
- 民生委員・児童委員、校区福祉委員等の地域福祉の担い手不足解消を図るため、大阪府社会福祉協議会や関係団体、企業や生協等との連携により、若い世代や企業退職者等新たな地域福祉の担い手の確保に努めます。
- 地域福祉活動のこれからの担い手を確保するため、PTA関係者や学校支援地域本部に参加するボランティアと小地域ネットワーク活動に参加するボランティアとの連携を促進します。
- 小・中学校や高等学校において、引き続き、福祉に関する学習や福祉施設への訪問等福祉・ボランティア教育、とりわけ体験活動による福祉教育を推進するとともに、福祉やボランティアに関する研修の実施等を通じて教員の福祉教育に関わる資質の向上に努めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
地域福祉の担い手不足を解消するために連携した企業等の数	—	50	100

② 社会起業家の育成・支援

少子高齢化、核家族化及び都市化の進展等に伴い、地域のつながりが希薄になっていく中、地域福祉の新たな担い手として、地域の福祉課題をビジネス的手法を用いて解決するNPO等の社会起業家が注目されています。府内でも商店街の買い物客を対象とした一時保育のサービスやニートといわれる若者に対して就業機会を提供するサービス等さまざまな取組みが行われています。

【第1期計画における取組状況】

- 平成17年度から平成19年度まで、社会起業家に対するコンサルテーション

等を行う中間支援組織への支援を行う中間支援の基盤づくり事業を実施し、3年間で6団体の中間支援組織に対し、助成を行いました。

府が助成した中間支援組織

団体名
NPO法人 edge
NPO法人 大阪NPOセンター
NPO法人 おおさか元気ネットワーク
社会福祉法人 大阪府総合福祉協会
日本型CAN研究会
NPO法人 ひらかた市民活動支援センター

中間支援組織の取組み内容

- 1 ソーシャル・マーケティング
社会起業家に対して、把握したニーズの分析とその解決手法に関する助言等を行う
- 2 社会起業家カフェ
社会起業家間の情報交換や社会起業家の支え手と担い手のマッチングの機会を提供するため、「社会起業家カフェ」を運営する
- 3 社会起業家見本市
社会起業家の活動を広く府民や企業等にPRし、理解・協力・支援者の輪を広げるため、「社会起業家見本市」を開催する

- 平成17年度からは、立ち上げ段階の社会起業家に対し、事業の実現可能性を検証するための資金助成を行う社会起業家ファンド事業を実施し、平成20年度までに34団体の社会起業家に対し、助成を行いました。

【課題】

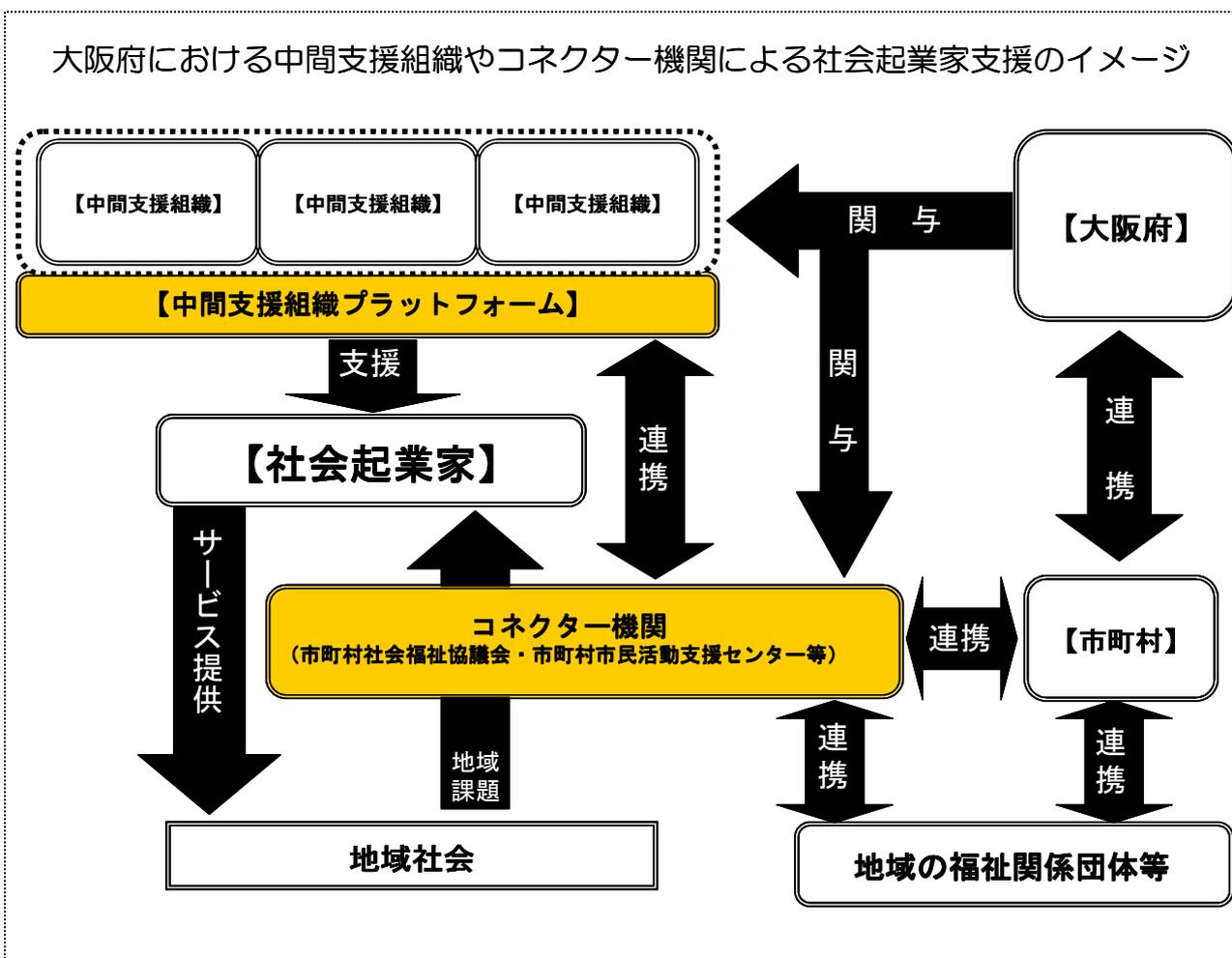
- NPOや社会起業家が、市町村地域福祉計画に位置づけられ、新しい地域福祉の担い手として市町村等との連携が図られるよう、その活動を市町村や関係団体、府民に対して一層広報する必要があります。
- 社会起業家が事業を行う上で必要な法的課題や経理事務等の専門的な相談に対

応できる専門家との連携方策についての検討が必要です。

- 社会起業家の事業と地域の福祉課題について、調整やつなぎを行う必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 社会起業家の活動をPRするフォーラムの開催やホームページ等の活用により、市町村や関係団体、府民に対して社会起業家の活動の一層の広報に努めます。
- 社会起業家に対する専門相談等、継続的な支援を行えるよう、中間支援組織のプラットフォーム機能（情報交換や連携の場）を有するネットワークの構築に努めます。
- 社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うには、社会起業家と地域とをつなぐコネクタの役割を果たす機関が必要です。コネクタ機関には、地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握している市町村社会福祉協議会や市町村市民活動支援センター、隣保館等がその役割を担うことが期待されます。このため、市町村社会福祉協議会等がコネクタ機関としての機能を持つことができるよう、必要な取組みを進めます。



具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
支援した社会起業家数	34	60（累計）	80（累計）
コネクター機関としての機能を持つ市町村社協等の数	—	ボランティア NPO 活動支援施設を有する40市町村中12機関	ボランティア NPO 活動支援施設を有する全市町村

③ 地域貢献を行う企業との連携の推進

企業における社会的責任の取組みの一環として、福祉分野でのさまざまな社会貢献・地域貢献活動も進められています。本府においては、こうした企業の活動と府の施策のマッチングを図り、府民サービスの向上等に寄与することを目的として、大阪府政・地域貢献企業登録制度（地域貢献企業バンク）を創設しています。

【第1期計画における取組状況】

- 地域貢献企業バンクを活用し、販売額の一部が大阪府福祉基金に寄附される地域貢献型自動販売機の設置を促進しました。また、食品メーカーとの提携により、販売額の一部が大阪府福祉基金に寄附される取組みも始まりました。



あなたも地域貢献！



ふくし応援自動販売機

この自動販売機の売上金の一部は、大阪府福祉基金に寄附され、府民の社会福祉活動の振興に役立てられます。

管理番号 FK-001

【第2期計画における具体的取組み】

- 引き続き、地域貢献企業バンク等も活用し、地域貢献を行う企業との連携による地域福祉の推進に向けた取組みを進めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
地域貢献企業バンクの活用数	2件	5件（累計）	8件（累計）

④ 福祉を支える専門人材の養成・確保

福祉に携わる市町村職員や市町村社会福祉協議会職員、施設職員等に対する研修を行い、資質の向上を図るとともに、大阪府社会福祉協議会に設置されている大阪社会福祉研修センターや財団法人大阪府地域福祉推進財団等との連携により、地域福祉を支える専門人材の養成に努めています。

また、福祉人材の養成・確保を図るため、人材の掘り起こしから無料職業紹介・あっせんを行う福祉人材センターの運営を行っています。

大阪府福祉人材センターについて

1 設置目的

福祉の仕事や資格、就職の仕方について相談・助言を行うほか、無料職業紹介やあっせん、福祉の仕事についての啓発事業等を行い、福祉現場に従事する人材の養成・確保を図る

2 設置根拠等

- (1) 設置根拠 社会福祉法第93条
- (2) 事業内容
 - 福祉人材無料職業紹介
 - 民間社会福祉施設合同求人説明会の開催
 - 福祉入門教室等の福祉講座の開催
 - 専門職ワークセミナー（看護師等）
 - 潜在者に対する講座の開催（潜在介護福祉士・ホームヘルパー）
 - 広報啓発事業
- (3) 事業主体 大阪府（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に委託）

大阪府福祉人材センターにおける主な事業実績

1 無料職業紹介

	17年度	18年度	19年度
求人相談（件）	7,851	9,538	8,669
求職相談（件）	9,226	7,206	5,710
有効求人数（人）	37,857	37,659	25,782
有効求職者数（人）	10,012	9,824	8,080
就職人数（人）	728	456	517

2 合同求人説明会の開催

<合同求人説明会「福祉の就職総合フェア 2008 in OSAKA」の概要>

- ◆ 目的 府内の社会福祉施設等と福祉分野への求職者との面談の場を提供することにより、福祉人材確保の推進を図る。
- ◆ 日時・場所 平成 20 年 6 月 7 日（土） 大阪府立体育館
- ◆ 対象者 求人側：福祉施設・事業所
求職者：福祉職への就職を希望する方、関心を持っている方
- ◆ 参加法人数 252 法人
- ◆ 求人数 介護職、看護職等 3,687 人
- ◆ 求職者総数 2,280 人

<合同求人説明会「福祉の就職フェア」の概要>

- ◆ 目的 従来行ってきた合同求人説明会について、地元自治体の協力を得て府内 3 箇所で開催することにより、求職活動の利便性を図る。
また、景気の悪化による派遣労働者の雇い止め等による就職困難者の就労相談を緊急的に受け付ける。
- ◆ 日時・場所 平成 21 年 2 月 15 日（日）大阪市鶴見区
2 月 21 日（土）大阪市北区
2 月 24 日（火）堺市
- ◆ 参加法人数 160 法人
- ◆ 求人数 介護職、看護職等 2,281 人
- ◆ 求職者総数 1,114 人

【第1期計画における取組状況】

- 高齢者や障がい者等の多様な介護ニーズに適切に対応できるホームヘルプサービスを提供するため、養成研修事業者の指定を行うとともに、必要な知識や技術を有するより質の高いホームヘルパーを養成するための研修事業を実施しました。
- 質の高い介護福祉士・社会福祉士の確保・定着を図るため、府内の養成施設在学を対象に修学資金の貸付を行いました。

【課題】

- 多様化するニーズに対し、支援を必要とする高齢者、障がい者等が、より質の高い福祉サービスを受けられるよう、社会福祉事業に従事する者一人ひとりの一層の資質向上が求められています。
- 少子高齢化の進展により、労働力人口の減少とともに、福祉・介護ニーズのさらなる拡大が見込まれることから、計画的・継続的な福祉人材の確保が求められる一方で、労働環境の厳しさ等の問題から、特に若い世代を中心として、人材が不足しています。

【第2期計画における具体的取組み】

- 潜在的有資格者の再就職支援やシニア層等多様な人材の福祉分野への参入・参画の促進に努めます。
- 複数事業所間の連携によるネットワークを活かした人材の確保、育成、労働環境の整備を支援します。
- 府民に福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうため、職場体験の場の提供やマスメディアを通じた広報活動等を推進します。
- 府内の介護福祉士・社会福祉士養成施設入学者を対象とした修学資金の貸付について、貸付額の拡充や貸付要件を緩和し、若い人材の一層の福祉・介護分野への参入を促進します。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標
福祉・介護人材の増加	—	7,500人の増加

(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

地域で住民一人ひとりが安心して自立した生活を営むことができるよう、大阪府社会福祉協議会等地域の福祉推進機関と連携し、福祉基盤づくりを進めるとともに、福祉サービスの利用者支援の取組みを推進することが必要です。

① 社会福祉協議会に対する活動支援

社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の福祉課題に取り組み、各種相談援助事業をはじめボランティア活動や福祉教育の推進、関係機関や福祉施設等との連携、住民参加ネットワークづくり等地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

【第1期計画における取組状況】

- 大阪府社会福祉協議会に対して、同協議会が設置する社会福祉研修センターとボランティアセンターの機能を併せ持つ大阪社会福祉指導センターの運営助成等の支援を行いました。
- 市町村社会福祉協議会が、地域の実情に応じた創意工夫により、市町村、福祉施設等関係機関との連携のもと、地域住民相互の交流の場を提供するふれあいのまちづくり事業や小地域ネットワーク活動への支援を市町村とともに行いました。
- 社会福祉協議会が、地域の関係者の幅広い参画により地域福祉の推進を図るよう、住民団体や福祉団体をはじめ保健・医療・教育等さまざまな分野の関係者を会の構成員とする組織会員制度について、大阪府社会福祉協議会とともに推進しました。現在、府内すべての市町村社会福祉協議会で取り組まれています。
- 社会による排除・摩擦・孤立等をなくし、すべての人々の人権が尊重される地域社会の実現を目指す「福祉と共生のまちづくり」のため、市町村社会福祉協議会と社会福祉施設が連携して地域課題の解決に取り組む地域貢献委員会の設置を大阪府社会福祉協議会とともに促進しました。平成20年度末現在7市町村社会福祉協議会で設置されています。

【課題】

- 府と大阪府社会福祉協議会は、ともに広域的な観点から地域福祉を推進する「車の両輪」です。大阪府社会福祉協議会には、広域的な社会福祉協議会の役割として、府域全体の福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上を図ることが求められており、こうした観点から同協議会に対する補助・委託事業の再構築に取り組む必要があります。

- 大阪府社会福祉協議会とともに地域貢献委員会の設置を一層促進するとともに、地域貢献委員会と民生委員児童委員協議会とが連携し、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設の三者がその役割を果たしつつ連携して地域課題の解決に取り組む必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 大阪府社会福祉協議会が実施する府域の福祉課題の把握やそれらの課題を踏まえた施策提言、また、福祉人材の養成・確保等の広域的な取組みや事業に対する助成等を通じ、その活動を支援します。
- 市町村社会福祉協議会が、地域福祉活動計画に基づき、地域の実情に応じ、福祉サービスの実施や相談援助活動、小地域ネットワーク活動等地域福祉の総合センターとしての取組みを進めるよう、市町村や大阪府社会福祉協議会とともに支援します。
- 「福祉と共生のまちづくり」を一層推進する観点から、大阪府社会福祉協議会とともに地域貢献委員会の設置を促進し、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設の三者の連携により、災害時における安否確認や社会福祉施設の活用等に取り組むとともに、三者がNPOや社会起業家等の民間団体とも連携し、地域課題の解決に取り組むよう、働きかけます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
地域貢献委員会を設置している社会福祉協議会数	政令市を除く 41市町村社協中 7市町村社協	政令市を除く 全市町村社協	政令市を除く 全市町村社協

② 大阪後見支援センター（あいあいねっと）の再構築

大阪府社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の自己の判断のみでは意思決定に支障のある人の権利擁護を図るため、大阪後見支援センター（あいあいねっと）を設置しています。

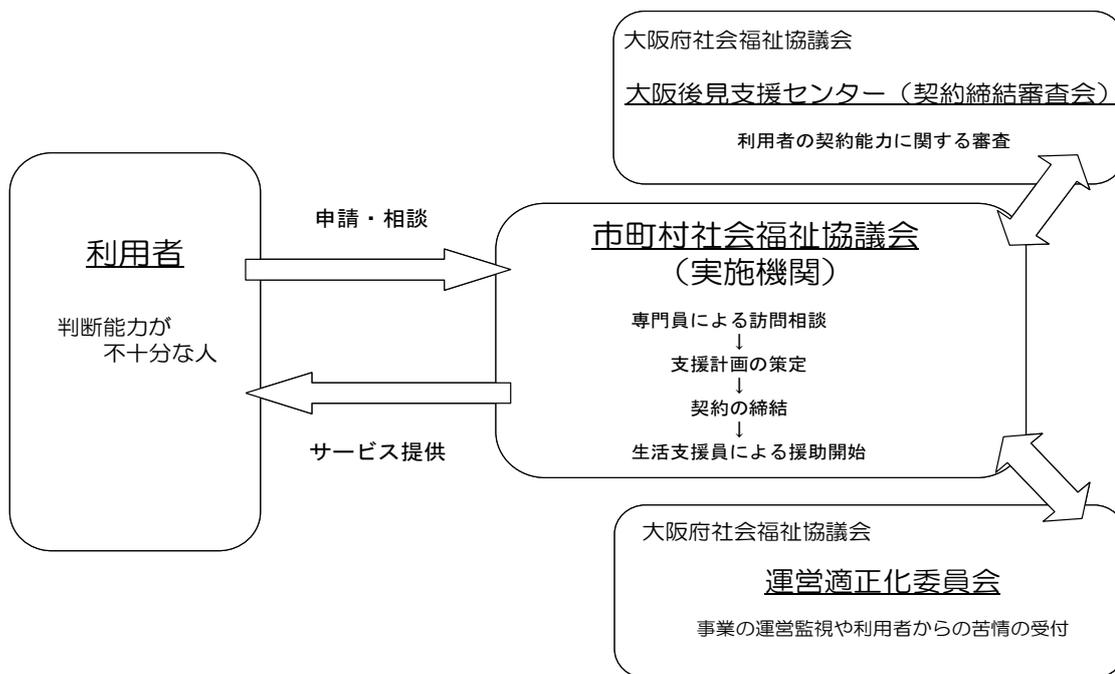
【第1期計画における取組状況】

- 大阪後見支援センターでは、自己の判断のみでは意思決定に支障がある認知症高齢者等の権利擁護に関わる相談事業を実施するとともに、認知症高齢者等の自立した生活を支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理サー

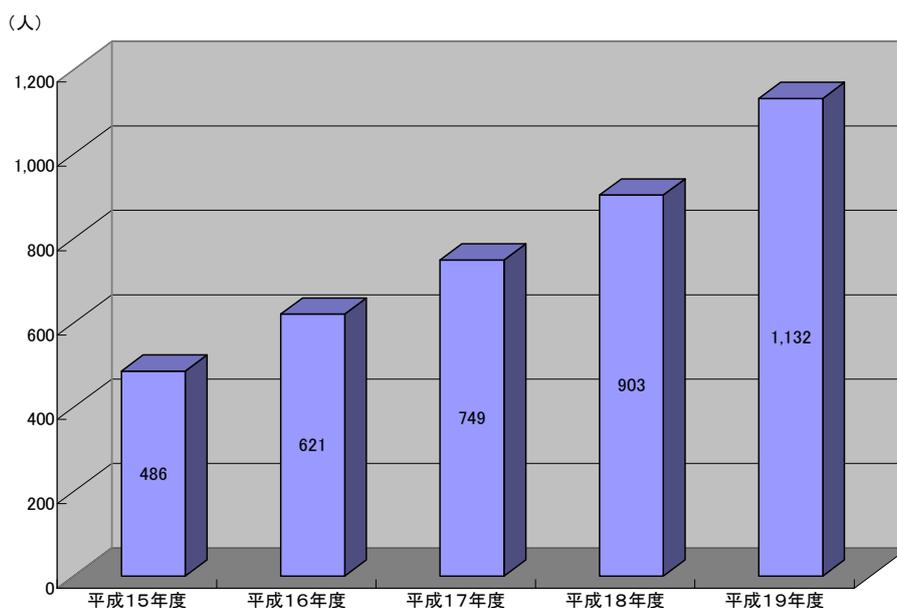
ビスを行う日常生活自立支援事業を実施しています。

府はこれまで同センターに対する支援とともに、同センターからの委託を受けて日常生活自立支援事業を実施している市町村社会福祉協議会に対し、同センターを通じて支援してきました。

日常生活自立支援事業による支援の流れ



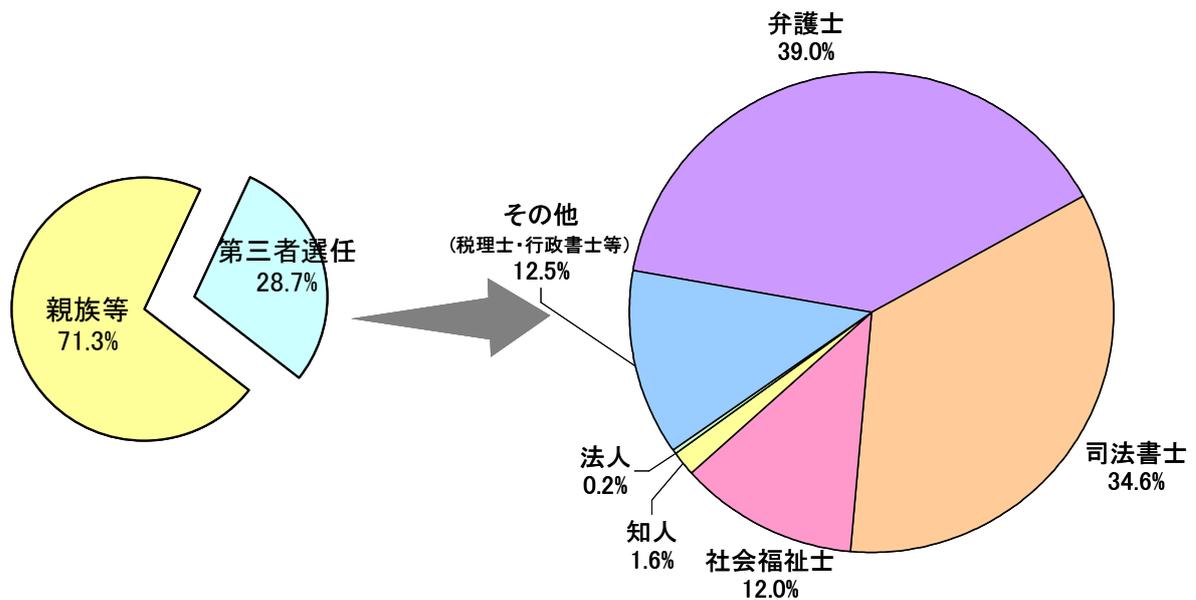
日常生活自立支援事業実利用者数の推移



(出典：地域福祉課)

- 成年後見制度の利用を促進するため、府、大阪後見支援センター、大阪弁護士会、社団法人大阪社会福祉士会、社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部で構成する成年後見研究会により「成年後見制度市町村長申立の手引き」を作成・配布するとともに、成年後見研修会の開催等を通じて、市町村への制度の普及や担当者のスキルアップに努めました。

成年後見人の担い手の現状及び第三者選任の内訳（平成18年度）



（上記データについては、大阪弁護士会発行『成年後見人の担い手に関する検討報告書』より引用）

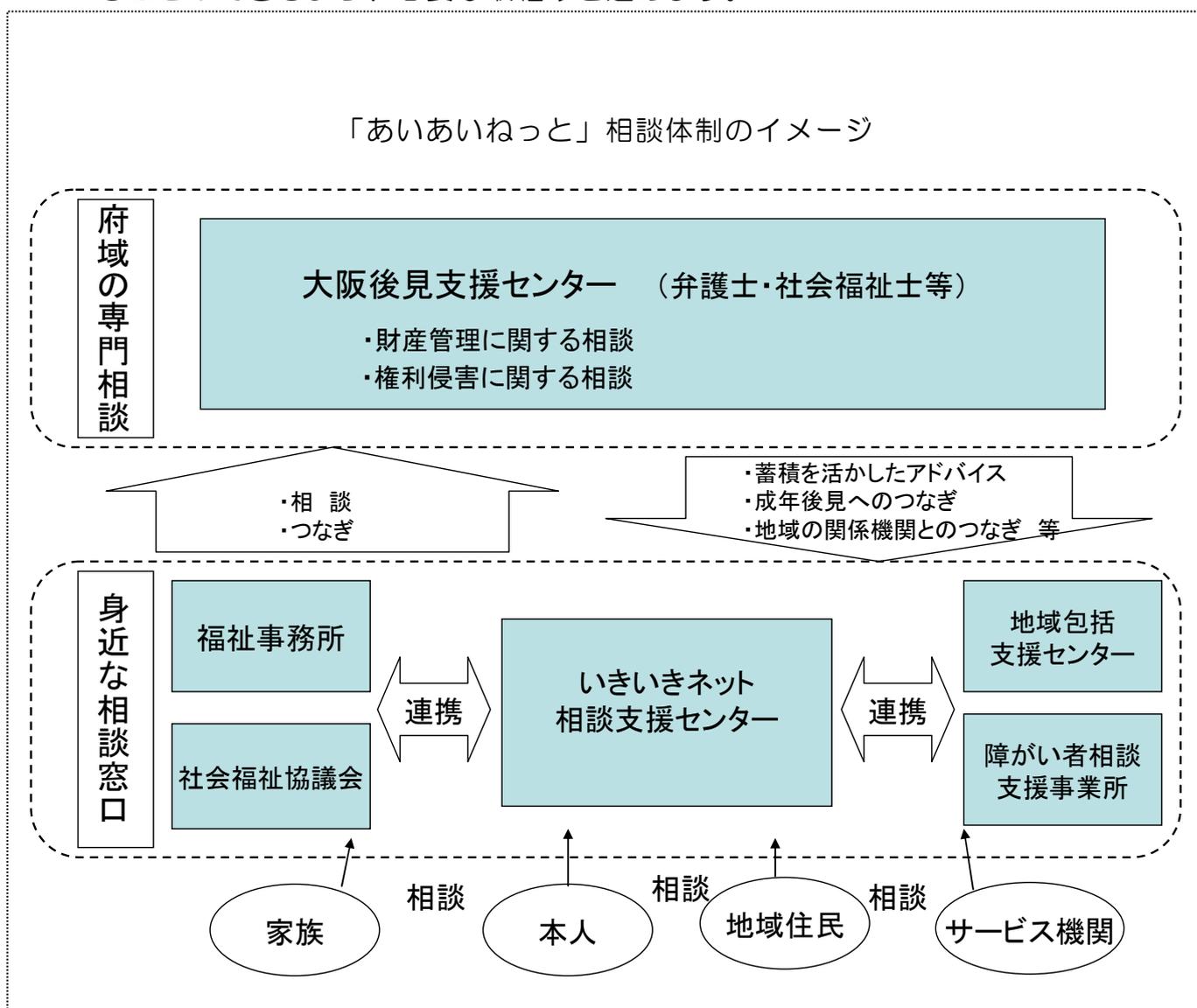
【課題】

- 相談内容の高度化・多様化に対応するため、大阪後見支援センターと地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、消費生活センター等関係機関との連携が必要です。
- 認知症高齢者の増加や知的障がい者及び精神障がい者の地域移行の進展等により、日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にあります。このため、事業の利用待機者がいる地域も現れていることから、その解消を図ることが必要です。
- また、今後、成年後見制度の利用が増加し、弁護士・社会福祉士等専門職後見人の不足が予想されるため、成年後見制度の新たな担い手となる市民後見人の養成や法人後見の取組みが求められています。

【第2期計画における具体的取組み】

- 大阪後見支援センターと市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、消費生活センター等関係機関による連絡会議を府内の地域ブロック単位で開催するなど、相互の連携を図ります。
- 地域の相談機関では対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターがスーパーバイザー（指導者・監督者）として、地域の相談機関からの相談に応じることができるよう、必要な取組みを進めます。

「あいあいねっと」相談体制のイメージ



- 日常生活自立支援事業の利用待機者の解消を図るため、実施機関である市町村社会福祉協議会が、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関と連携して利用者の自立支援に取り組めるよう、促進します。
- 日常生活自立支援事業の利用者が契約内容について判断能力を喪失するなど、成年後見制度の対象と判断される場合については、本人にふさわしい援助が受け

られるよう取組みます。

- 成年後見研究会の活用や市民後見人の養成に先駆的に取り組む機関等との連携により、市町村や市町村社会福祉協議会に対して、市民後見人の養成に向けた研究の場を提供します。
- 市町村社会福祉協議会における法人後見に対する取組みに対して、先駆的に法人後見に取り組むNPO法人等とも連携しながら、大阪府社会福祉協議会とともに支援します。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
日常生活自立支援事業の利用待機者数	148人 (H20年3月末)	待機者ゼロ	待機者ゼロ
法人後見人に取り組む市町村社会福祉協議会数	—	2	4(累計)

③ 福祉サービスの苦情解決体制への支援

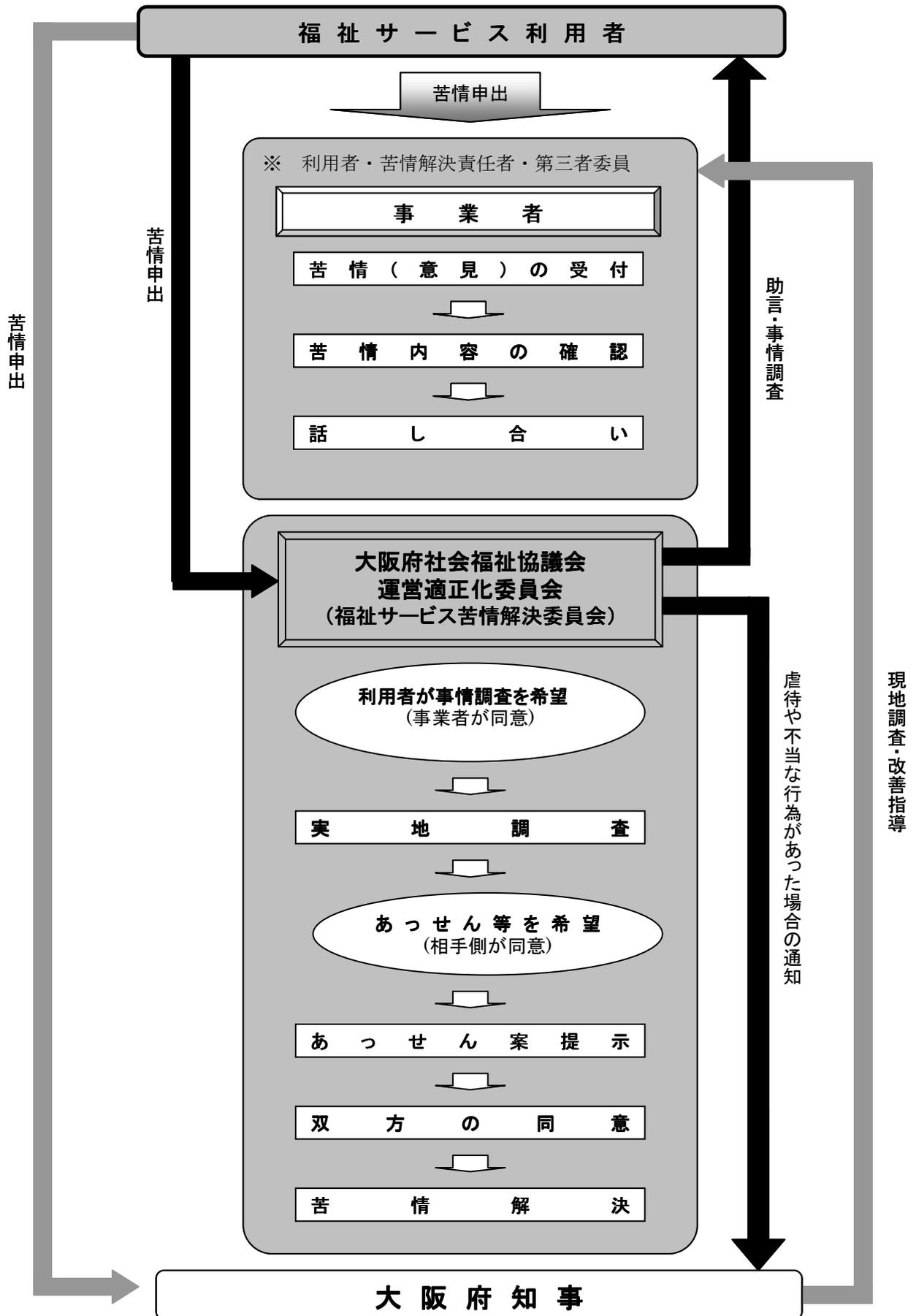
福祉サービスを必要とする人が、自分にふさわしいサービスを選択し、利用するためには、苦情解決の仕組みが必要です。

社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情に対し、解決に向けて取り組むことが求められています。

現在、苦情解決体制における客観性を確保するため、第三者委員を設置する事業者が増えています。

さらに、福祉サービスに関する苦情のうち、事業者の段階で解決困難な事案について、中立・公正な立場から解決に向けての相談やあっせんを行う運営適正化委員会が大阪府社会福祉協議会に設置されています。

運営適正化委員会における苦情解決までの流れ



【第1期計画における取組状況】

- 第三者委員を設置する事業者は、平成14年度の817か所(設置率59.3%)から平成18年度は1,058か所(設置率79.0%)に増加しました。
 - 運営適正化委員会では、福祉施設の職員を対象に、苦情解決に関する研修会や講演会を開催するとともに、福祉施設への委員の巡回視察により、優れた実践事例を把握し、研修等で紹介するなど、苦情解決機能の充実及びサービスの質の向上を図っています。また、苦情解決体制の整備状況や苦情への施設内対応について調査を行い、その結果を広く関係施設に周知しています。
- 府は、このような運営適正化委員会の取組みに対して助成を行っています。

【課題】

- 苦情解決体制における客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員の設置をさらに促進することが必要です。
- 多様化するニーズに対応するため、事業者における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の資質向上が必要です。
- 運営適正化委員会と地域の相談窓口をはじめ、大阪府国民健康保険団体連合会等専門的な相談機関との連携を図ることが一層必要となっています。

【第2期計画における具体的取組み】

- 苦情解決に関する講演会や事業者に対する指導監査の際に第三者委員の役割の重要性について啓発するなど、第三者委員の一層の設置促進を図ります。
- また、苦情解決に関する研修会や講演会を通じて、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員のスキルアップが図られるよう、支援に努めます。
- 運営適正化委員会と市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、子ども家庭センター及び大阪府国民健康保険団体連合会等との連携の促進を図ります。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
事業者における第三者委員の設置率	79%	90%	100%

④ 福祉サービス第三者評価事業等の推進

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行い、常に利用者の立場に立って良質かつ適切なサービス提供に努める必要があります。

このため、公平中立な立場の第三者(評価機関)が、専門的かつ客観的な立場か

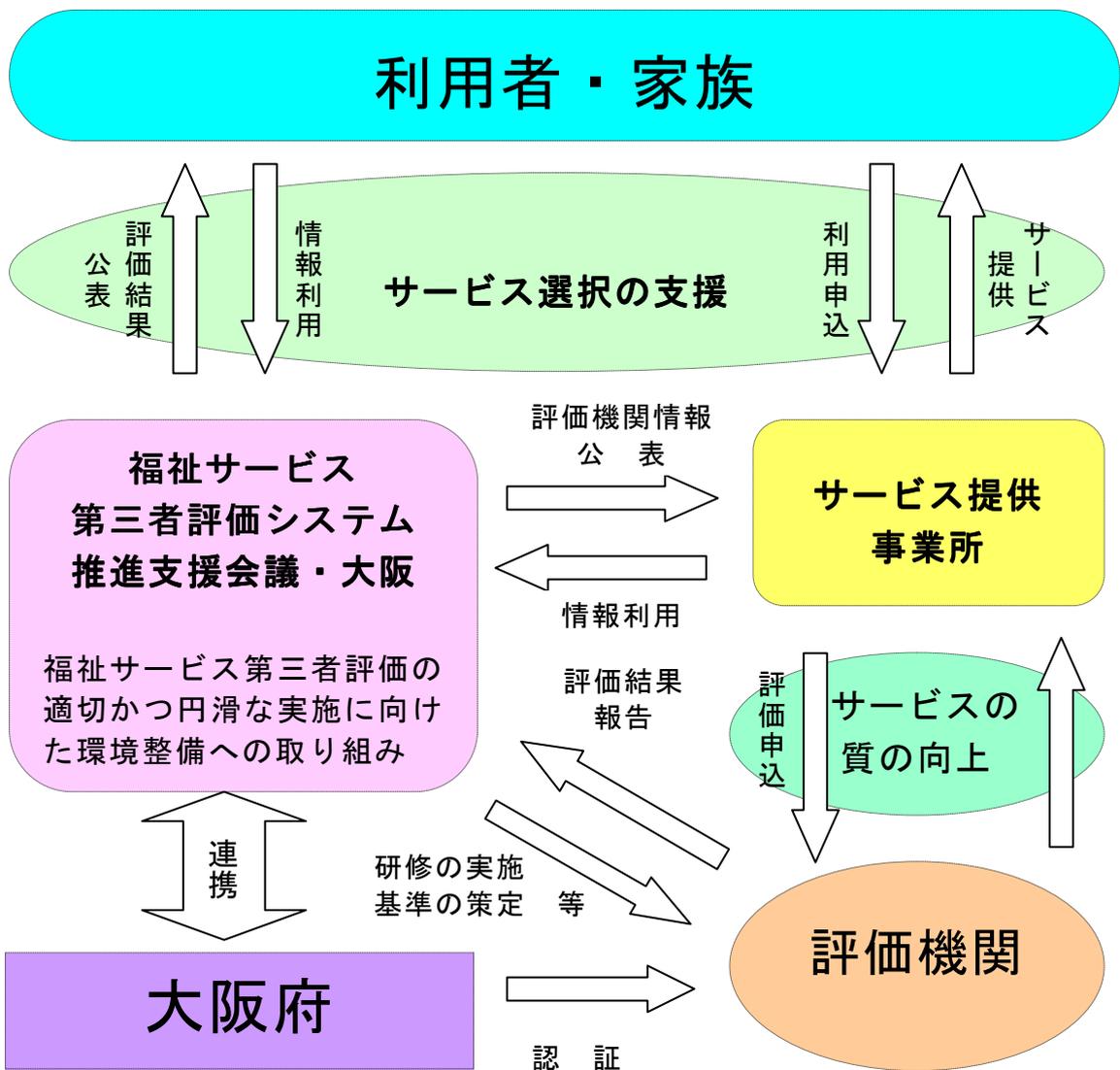
ら評価を行う福祉サービス第三者評価の推進が重要です。

また、サービス事業者が質の高いサービスを提供していくためには、事業者において健全な業務・財務運営の確保が図られる必要があります。

【第1期計画における取組状況】

- 大阪府総合福祉協会に設けられた「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」を中心に、福祉サービス第三者評価の取組みを進めるとともに、同会議を本府における推進組織に位置づけ、評価結果の公表や評価調査者の養成研修、府独自の評価基準の作成並びにホームページの活用やフォーラムの開催を通じた事業の普及啓発に取り組みました。
- 府は、平成17年度から評価機関の認証を行っており、平成21年2月末現在、26機関が認証を受け、159の事業所が第三者評価を受審し、その結果を公表しました。また、評価機関の認証にあたっては、府独自の認証要件を設けるとともに、必要に応じてその見直しを実施しました。
- 事業者に対しては、受審を促すために指導監査等を通じて制度の普及を図るとともに、受審施設への監査要件の緩和や補助等を実施しました。
- 社会福祉法人等が府民のニーズに応え、質の高い福祉サービスの提供拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、指導監査を実施しました。

福祉サービス第三者評価の概要



第三者評価の認証機関数と受審事業所数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (21年2月末時点)
認証機関数	33	35	38	26
受審事業所数	12	59	123	159

(出典：地域福祉課調べ)

【課題】

- 福祉サービス第三者評価については、評価を受けるかどうか任意であること、評価を受ける意義について事業者の理解が進んでいないこと等から、評価を受ける事業者数が少ないのが現状です。

このため、第三者評価のさらなる受審を促進する必要があります。

一方で、利用者側に対する制度周知についても、一層図っていく必要があります。

- 本評価が事業者と評価機関との契約のもと実施されていることから、評価結果の信頼性が損なわれないようにする必要があります。

【第2期計画における具体的取組み】

- 事業者に対し、第三者評価の受審を一層促進するため、受審施設に対する優遇措置等の実施について検討するとともに、関係団体を通じた普及啓発に努めます。
- サービス利用者が受審施設の情報簡単に検索できるよう、受審施設への府内統一の受審済証の発行や大阪府介護・福祉・子育てサービス情報提供システムを活用した情報提供を行います。
- 本事業の内容を府民に広く周知するため、ホームページによる制度の広報の充実に努めます。
- 評価結果の信頼性を担保するため、大阪府第三者評価機関認証委員会の意見を聴きながら、必要に応じ、評価機関の認証要件の見直しを実施します。
- 引き続き社会福祉法人等の指導監査を行い、サービス事業者の適正な事業運営の確保に努めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
第三者評価受審事業所数	159 (21年2月末時点)	年間50の新規受審を目指します	

⑤ 福祉有償運送の推進

高齢者・障がい者のうち、単独で公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の地域における移動手段を確保し、その社会参加を図るため、NPO法人等の非営利法人が実施する福祉有償運送が平成18年10月から制度化されており、府内でも平成21年2月末現在で150団体が事業を実施しており、平成20年8月末現在で9,851人が利用しています。

福祉有償運送制度（概要）

1 福祉有償運送とは

要介護者・身体障がい者等のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者に対して、NPO法人等が営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス（道路運送法第79条による登録が必要）

2 主な運送条件

<運送主体>

NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人 等

<運送の対象>

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシーその他公共交通機関を利用することが困難な者であって会員登録をしている次の者

・要介護者及び要支援者、身体障がい者、知的障がい者 等

<使用車両>

乗車定員 11 人未満の法人等が所有する自家用自動車

寝台車、車いす車、回転シート車等の福祉車両だけでなく、セダン車も使用可

<収受する対価>

当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内（時間制、距離制、定額制）

3 登録手続き

地域における運送の必要性等について運営協議会において協議が調っており、必要事項を記載した書類を添えた申請に対し、運輸支局長が登録簿への登載及び登録番号の付与を行う

【第2期計画における具体的取組み】

- 福祉有償運送の事業を行うための登録申請に必要な運営協議会の運営を支援するなど、引き続き福祉有償運送の推進に努めます。

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成23年度目標	平成25年度目標
福祉有償運送を利用する会員数	9,800人	10,400人 (毎年200人増加)	10,800人 (毎年200人増加)

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 府の推進体制

庁内関係部・課で構成する「大阪府地域福祉施策推進会議」の開催等を通じて、関係部局が緊密な連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 市町村・関係団体・地域住民等との連携

- 本計画や市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、市町村担当課長会議の開催等を通じて、市町村と地域福祉に関する情報・意見の交換や地域福祉施策に関する協議・検討を行います。
- 外部有識者で構成する大阪府地域福祉支援計画推進委員会や関係団体、地域住民等の意見も聴きながら本計画を進めます。

(3) 必要な財源の確保

本計画に基づく事業を行う上で必要な財源については、厳しい財政状況のもと、国庫補助制度や基金の活用等あらゆる手法を検討し、確保していきます。

2. 計画の進行管理

大阪府地域福祉支援計画推進委員会を運営し、計画の進行状況について点検・評価を行うとともに、その内容についてホームページ等で公表します。

資料編

目次

○ 社会福祉法（抄）	1
○ 大阪府社会福祉審議会答申（平成14年9月）の概要	2
○ 第1期大阪府地域福祉支援計画に基づく主要事業	10
1 コミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業	10
2 大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度	12
3 社会起業家の育成・支援のための取組み	15
○ 大阪府地域福祉支援計画推進委員会設置要綱	18
○ 大阪府地域福祉支援計画推進委員会委員名簿	19
○ 大阪府地域福祉支援計画推進委員会の審議経過	20

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） （抄）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

大阪府社会福祉審議会答申(平成 14 年 9 月)の概要

※ 事務局（地域保健福祉室地域福祉課（当時））がまとめたもの

これからの地域福祉のあり方とその推進方策について

- 一 府民のみなさん一人ひとりがこれからの「地域福祉」について考え、取り組んでいただくように 一

I はじめに

- ・ これからの福祉は、何か課題を抱えている人に対処するだけでなく、全ての人々が「よりよく生きることができる」ようにすることを目指すことが必要。
- ・ 地域福祉の主役は、みなさん一人ひとり。小学校区を基本としながら、「広域」と「地域」が連携・協力してお互いを支えあう仕組みをつくることが必要。

II これからの地域福祉のあり方

1. 今なぜ地域福祉なのか

(1) 地方分権の推進

- ・ これからは、地域に関わる様々な団体や人が集まって、地域の課題に取り組み、住民自治を高めていくことが求められている。その第一歩となるのが地域住民の主体的な参加による地域福祉への取り組みである。

(2) 社会福祉制度の改革

- ・ 福祉サービスが「措置」から「利用」へと転換する中、利用者本位の福祉システムを確立する上で、地域住民が主体となる地域福祉に大きな役割が期待される。

(3) 課題を抱える人々の多様化と見えにくさ

- ・ 野宿生活者、リストラ等による失業者、虐待を受けている子どもなど様々な課題を抱える人々が増えているほか、引き続き重要課題である同和問題、外国人への排除や摩擦の問題などがある。
- ・ また、都市化の進展と地域住民の無視、無関心等により、これらの人が社会や地域から孤立し、見えにくい状況にあることが課題の解決を困難なものとしている。
- ・ 行政だけの対応には限界があり、地域住民一人ひとりの理解と行動が必要。

(4) 総合的なサービスの必要性

- ・ これまでの福祉課題への対応は、原則、対象者別に取り組み、制度も専門分化しているため、狭間が生じている。
- ・ サービスの総合化、提供条件の緩和、対象者の拡大。その際、地域住民がサービスを考え、行政や民間の活動に活かせるような取り組みが必要。
- ・ また、地域での自立生活には、福祉だけではなく、健康づくり、就労、住宅、教育など生活に関わる総合的な取り組みが求められる。

2. 地域福祉に関するこれまでの大阪府の取り組み

- ・ 民生委員制度のもととなった方面委員制度の創設や、民間による活発な社会福祉活動、隣保館事業、大阪府福祉基金など、「民間」と「行政」が協働して福祉を築いてきた「公民協働型福祉」の伝統。街かどデイハウス支援事業、小地域

ネットワーク活動などの先駆的取組み。

- ・ こうした大阪の蓄積を今に活かしながら、「自助」「共助」「公助」さらには民間企業・事業所によるサービスなどが新しい形で重層的に組み合わせられた大阪らしい地域福祉を進めていくことが必要。

3. これからの地域福祉の理念

- ・ これからの地域福祉は、「地域と関わる全ての人々が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができるよう、社会の新しいつながりを構築し、よりよい暮らしづくりを実践する地域社会を創造する」ことを目指すことが必要。
- **人権の尊重**
 - ・ 地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合う必要がある。地域で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支え合っていくこと（ソーシャル・インクルージョン）が重要。
 - **地域福祉の主人公**
 - ・ 地域福祉は、よりよく生きたいと考えている全ての人々が作りあげるものであり、地域に「定住」する人々に限定するのではなく、地域と関わりを持つ全ての人や団体、企業の取組みである。
 - **ノーマライゼーション社会の実現**
 - ・ 障がいのある人もない人も、高齢者も、女性も、子どもも、外国人も、地域であたりまえの生活をしていける社会を、力を合わせてつくっていくことが必要。
 - **新しい「つながり」の構築**
 - ・ 様々な活動主体が積極的に交流し相互理解を深めたりしながら一緒に地域のことを考え、活動を展開していくといったことを通じて、新しいつながりを築いていくことが重要。このことが、差別や排除のない地域づくりにもつながる。
 - **新しい「公（パブリック）」の創造**
 - ・ 様々な主体・活動が連携し、つながりを築くことにより、住民全体に共通する利益を目的として活動する主体、すなわち新しい「公」をつくることが必要。
 - **福祉文化の醸成**
 - ・ 自分の住む地域に関心を持ち、様々な課題を自分のこととして捉え、解決に向けた取組みを進めていく上で必要なノウハウ、人権感覚等が学べるような取組みを通じて、社会のあらゆる分野で福祉の視点が織り込まれ、特色のあるまちづくりが進められることが福祉文化の醸成につながる。

4. これからの地域福祉の方向

(1) 住民の主体形成

- **当事者の主体形成**
 - ・ 同じ課題や悩みを抱える人が当事者組織をつくり、自ら福祉サービスなどを企画、提供するなど、地域福祉の担い手として活動。こうした取組みを広げていくこと、また、当事者組織間あるいは地域の他の住民や住民団体との交流・連携、組織・団体を越えたつながりを築くことが求められている。

○ 地域福祉の担い手の開拓、育成

- ・ 「地域に貢献したい」といった意欲を実際の活動につなぐ情報提供や相談等の支援が必要。この活動を他の団体や専門機関とつなぐコミュニティ・ソーシャルワーカーの確保も必要。
- ・ 地域福祉活動を持続的なものとするために、活動の中心となるリーダーの育成や、ボランティア活動に関し気軽に相談や情報の提供を得られる機能の充実が必要。
- ・ 児童・生徒のボランティア体験等が注目されており、教育委員会と社会福祉協議会、NPO等の連携が必要。
- ・ 伝統的ボランティアに限らず非営利有償・無償の互助活動やパートタイム就労といった柔軟な形態をとっていくことも必要。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識を排し、男性の地域福祉活動への関心を高め参加しやすくなるような環境づくりが必要。

○ 多様な主体の交流・連携の場の確保

- ・ 地域福祉活動に関わる様々な主体が、お互いの持つ情報を交換するなど、誰もが気軽に立ち寄れる「交流の場」が小学校区にあるのが理想。ここでは、地域住民が情報の入手や相談ができる、地域における福祉センター機能を持たすことが効果的。

(2) 福祉サービスの総合的提供と利用支援の仕組みづくり

○ 重層的・総合的な相談体制の整備

- ・ 福祉サービスは相談から全てが始まる。地域においてもその窓口が必要であるほか、課題を抱えていてもなかなか相談をしにくい状況にある人のところへ出向く取組みも必要。
- ・ 相談を受ける側は、個人のプライバシーを知る立場にあり、プライバシーの保護や高い人権意識が求められる。相談する側には、それが権利であって何ら恥すべきではないという意識を持てるような取組みが必要。
- ・ 地域での相談と、広域での高度専門的相談が連携・協力し、相談体制を重層化していくことや民間と専門機関が連携・分担して支援できる仕組みが必要。
- ・ 緊急事案への対応とともに、相談の目的が達成されたかどうか、適宜フォローアップするような継続的支援のシステムが必要。

○ 効果的な双方向の情報発信・提供

- ・ 既存の情報提供手段、新しい提供手段等を効果的に組み合わせながら、地域住民の情報へのアクセスを確保・充実していくとともに、住民の声や情報を拾い上げていくことが必要。
- ・ 情報が必要とする人に届いているか、正確に理解できるものとなっているかどうか確認するということも重要。

○ 選択できる十分なサービス基盤の整備

- ・ 高齢者、障がい者、子どもの各分野別計画に基づき、施設整備等を促進し、十分なサービス量を確保することが必要。
- ・ 居住やサービス提供、地域住民との交流など様々な機能を持った小規模で多機能な施設を街なかに整備していくことが必要。
- ・ 公的サービスだけでなく、民間主体の様々な福祉サービスなどを利用することが必要。
介護保険のケアマネジャーや障がい者のケアマネジメント従事者は、その

活動を通じ、地域で利用者の自立を支援するシステムを提案していくことが求められる。

○ 地域における体系的な権利の擁護

- ・ 自己の判断のみでは意思決定に支障のある人に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「地域福祉権利擁護事業」の対象者の拡大、契約ができないほどに意思能力が低下している人の権利を適切に擁護する成年後見人が見つからない等の事態を解決する方策について積極的に検討すべき。また、子どもの権利擁護システムの確立も必要。
- ・ 「苦情解決」については、公正・中立な立場から解決を図る「第三者委員」を、全ての施設・事業所で置くよう働きかけていくこと、さらに、第三者委員活動の活性化や市町村における苦情相談の実施も望まれる。
- ・ 公正・中立な第三者機関が行う「サービス評価」が円滑に実施されるよう評価機関が数多く設置されることや、評価を行う調査者の技術向上、評価結果の府民への情報提供などが不可欠。
- ・ 平成13年1月の大阪府社会福祉審議会意見具申（「利用者本位の福祉システム」の構築に向けて）で提言された「利用者の権利宣言」を更に高め、実効性あるものへと発展させていくことが必要。

○ 自立生活の基盤づくりへの支援

- ・ 一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求できる自立した生活を送る上で大きな基盤となるのは、介護等の福祉サービスとともに、健康、就労そして住宅である。
- ・ 地域福祉活動に健康づくり等の取組みを効果的に組み合わせていくなどの仕組みづくりが必要。
- ・ 就労に関しては、行政も率先して厳しい状況におかれた人々の雇用機会の拡大等に取り組むとともに、地域活動を雇用に活かしていく仕組みの検討が必要。
- ・ 住宅に関しては、公営住宅のバリアフリー化をはじめ、民間住宅についても建築技術者の知識・技術の向上や融資制度の活用などを図り、バリアフリー化を促進することが必要。
- ・ 地域住民等の相談、安否確認、外出支援等生活支援、交流の場づくりなどによる高齢者、障がい者等の孤立化防止等の取組み、シルバーハウジング等における生活援助員（ライフサポートアドバイザー）の活用による生活指導・相談等の住まいにおける安心確保の取組みを進めるなど住宅施策と福祉施策の連携強化。
- ・ 障がい者等の施設から地域生活への円滑な移行を支援するための、グループホームの整備等を進めることが必要。
- ・ 野宿生活者等の自立を図るため、就労支援、地域での居住確保の検討など、行政として積極的に取り組んでいくことが求められる。

（3）サービス提供主体の多元化・ネットワーク化

○ 社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員の機能充実

① 社会福祉協議会

- ・ 当事者団体、NPOなど、地域における様々な団体が対等な立場で参画し、そこに行けば問題解決の糸口が見つかり、専門家との連携もできているという「幅広い地域福祉に対応できるネットワーク」をつくることが必要。

② 社会福祉法人

- ・ NPO、企業等新たな主体の模範となることが必要。

- ・ 社会福祉施設を地域に開かれた施設とし、地域福祉の推進に貢献すること、地域での福祉課題に専門領域を超えて取り組むこと、さらに、切迫した事情を抱える人や、より困難な課題を抱えた人を積極的に施設で受け入れるといった姿勢が必要。

③ 民生委員

- ・ 現状を点検して、本来の役割を明確にし、民生委員が活動しやすい環境づくりが求められる。研修の充実などにあわせて、民生委員の活動を専門機関がバックアップしていく仕組みが必要。
- ・ 民生委員は、積極的に地域住民に対して自らの活動を明らかにしていくとともに、愛称を用いることによって、地域住民に親しみが持てるようにしていくことも必要。
- ・ 大阪では、数多くの在日韓国・朝鮮人等外国人が生活をしており、地域貢献に対する意欲を持つ人が数多く出てきている中で、このような人達が、民生委員として活動できるようにしていくことも必要。

○ 福祉NPO等活動主体への支援

- ・ ボランティアグループからNPO等への法人化を希望するところには、その手続や法人経営のノウハウなど、専門家によるアドバイス、支援が必要。
- ・ 同じNPOの立場で必要な支援を行う中間支援組織が、今後もNPOの発展に向けた推進役となっていくことが期待される。
- ・ 活動を行う上での拠点や、他のNPO、福祉活動を行う団体との交流の場も必要。

○ 地域資源の活用

- ・ 地域における人材、施設などの資源の情報が簡単に入手できる仕組みが必要。公共施設の利用については、部局を超えた行政の連携と利用制限の緩和が重要。

5. 地域福祉の計画的な推進

(1) 基本的な姿勢

- ・ 地域福祉は、幅広い生活関連分野の取組みを必要とし、行政も基本構想・計画にその推進を位置付け、共通の目標達成に向けた計画的な取組みが求められる。
- ・ 地域福祉計画は、当事者を含めた幅広い地域住民の参画を得て、行政と民間が対等な立場で協働して取り組んでいくことが求められる。

(2) 行政の役割

- ・ 地域福祉活動がスムーズに行われるよう、財政的支援、人的・技術的支援、相談・情報提供などの基盤整備、緊急を要する事態への対応といった役割を担う。
- ・ 長期的な視点に立って、継続的な実態把握、現状分析を踏まえた政策づくりと情報の開示などが必要。また、縦割りの硬直した行政体質を克服するなど、絶えざる自己革新に努めるとともに、行政間等の連携・協力体制を築いていくことが必要。

○ 市町村の役割

- ・ 市町村は、社会福祉協議会や民生委員と連携・協力しながら地域福祉活動の調整役を果たすことが必要。
- ・ 福祉事務所などを核として、その役割を果たせる専門家を配置するなど、住民等による地域福祉活動を支援するための体制の整備、人材の確保が求められる。

○ 大阪府の役割

- ・ 府は、広域自治体として、民間や市町村では対応することが困難あるいは非

効率的な分野を担うことが必要。

- ・ 具体的には、専門相談、福祉専門人材の一元的な養成・確保、専門性を活かした技術的支援や財政的支援、制度改正に関する国への働きかけなど。
- ・ 社会福祉法人等への監査や指導監督は、利用者が安心してサービスを受けられるための重要な役割。

(3) 市町村地域福祉計画の必要性

- ・ 地域住民、地域団体等が明確な目標をもって地域福祉を推進していくためには、地域住民が参画し、議論を重ねて合意形成を図りながら作り上げた計画が必要。
- ・ 地域福祉計画は、地域住民が主体的に参画することから、他の福祉分野の個別計画について、住民の視点で見直していくにあたっての参考となるだけでなく、地域住民の主体的な活動を通して地域に関わる各種計画の推進に大きな役割を果たす。

(4) 市町村地域福祉計画の策定にあたって

○ 各市町村の有する課題に応じた策定委員会の構成

- ・ 地域福祉計画の策定委員会の委員には、地域の課題の当事者や関係諸機関、学識者などが参画し、計画を一緒に策定していくといった考え方が必要。

○ 住民の主体的参加とルールづくり

- ・ 地域福祉計画の策定作業の中で、住民との懇談会を開催し、幅広い住民の意見を直接聞くことも大切。特に、こうした機会への参加を種々の要因で阻まれている人たちが、幅広く参加できるようにすることが必要。
- ・ その際、地域住民一人ひとりが、自分たちの手で住みよいまちにするためには、どうしたらいいかという観点から発言するようなルールづくりが必要。

○ 地域におけるニーズや課題等の把握

- ・ 小地域の実態や住民意識をきっちりと調査、把握することが必要。既存の調査等も積極的に活用し、行政と住民、企業等の事業者、大学等の教育文化機関が課題を共有することが重要。

○ 目標の設定と評価の仕組み

- ・ ボランティアセンターの登録者数やその中で実際の活動につながった人の数、地域福祉活動拠点の整備数などの定量的な目標を設定することが考えられるほか、地域住民が自分たちのまちをこんなふうに住みよいまちにしたいという目標も欠かせない。数字で把握することが困難であるような目標であっても、「わがまちの福祉ウォッチング」、「わがまちの宝さがし」といった形で、住民自身がそれらの目標にどれくらいの点数を与えるかといった評価も興味深い。計画を見た地域住民が、「自分も参加したい」、「自分もこれができる」といったように、身近に感じることができ、具体的なイメージが湧くような目標を公民協働でつくっていくことが必要。

Ⅲ 地域福祉の推進方策

1. 重層的な健康福祉セーフティネットの構築に向けて

- ・ 大阪府は、健康福祉を支える人材の確保・育成や高度専門的相談への対応など、広域団体の役割を果たしつつ、地域・市町村が創意工夫により主体的に健康福祉の諸活動を進めることにより、府域の福祉水準向上が図れるよう取り組むことが

必要。

- ・ 市町村地域福祉計画は、計画策定からの各段階を通じ、住民主体原則で取り組む計画。地域の実情に応じたモデル的・先駆的取組みの検討・実践を積み重ねることにより、地域特性を活かした大阪らしい地域福祉の姿をつくり上げることが必要。
- ・ 全ての府民が、健康で生きがいと誇りを持って自立生活を送れるよう、部局の垣根を取り払い、市町村、府民、事業者との連携協力により、「重層的な健康福祉セーフティネット」の構築を図ることが必要。特に、地域での見守り・つなぎ・相談の地域ネットはその根幹であり、小地域ネットワーク活動や隣保館事業等を基盤に、地域資源を活用した重層的相談機能の整備等（地域健康福祉セーフティネット構想）が必要。
- ・ 大学等教育機関、民間事業者や職能団体、行政の連携による人材育成と地域づくりを併せて行うモデル的事業の実施や活動を適正に評価し、次の取組みに活かすシステムの構築（地域福祉支援・協働サイクル構想）に取り組んでいくことが必要。
- ・ 大阪府、市町村とも、危機的な財政状況にあるが、このような時期だからこそ、福祉分野をはじめ生活関連分野の施策を地域住民とともに「住民本位」に抜本的に見直す地域福祉計画の策定は意義があり、それを支援する府の役割は大変重要。次の8つの視点に立って、地域福祉支援計画への反映と効果的・効率的な施策推進を期待する。

○ 大阪府地域健康福祉施策の推進の視点

地域・市町村支援の視点

- 地域の主体性、地域特性に基づく市町村の自主性・主体性の尊重
- 既存の資源・マンパワーの「小規模多機能化」、「再活性化」などによる有効活用
- 地域の住民、当事者の主体的参画の促進
- 画一的な給付でない生活関連分野との連携による、一人ひとりの状況に応じた継続性のある支援システムの構築
- 先駆的取組みに対する評価、普及
- 効果的な事業推進サイクルの確立

広域的な役割からの視点

- 広域的・専門的サポート体制の構築
- 各種計画に基づく着実なサービス基盤整備

2. 重点的な取り組み方向

(1) 地域における課題の共有化の仕組み

地域のつながりが薄れる中で、一人ひとりの生活上の困難や地域の課題を発見、共有することが不可欠。地域の計画や交流基盤づくりの支援等を進めることが必要。

- ① 地域福祉計画の策定促進(市町村計画策定に対する各種支援 等)
- ② 地域住民・団体が交流する「プラットホーム」の形成
(社会福祉協議会のコーディネート機能強化促進)

(2) 地域における総合相談・情報アクセス機能の確保

身近な地域で、誰もが必要な情報を得ることができ、気軽に相談ができる機能の整備と専門機関等への適切なつなぎ機能の強化を進めることが必要。

- ① 小地域における相談機能の強化
(気軽な相談機能充実支援、民生委員の研修・サポート体制充実 等)
- ② 概ね中学校区での拠点的相談・情報提供機能整備(地域福祉センター的機能整備)(在宅介護支援センター、隣保館等既存機能の活用)
- ③ 市町村の相談機能の充実(専門研修、職能団体との連携による相談体制充実 等)

(3) 地域における見守り・発見・つなぎ機能の確保

住民が抱える課題は多様、かつ見えにくくなっている現状の中、地域で課題を抱える人を把握、必要な情報やサービスに適切につなげる取組みを進めることが必要。

- ① 小地域ネットワーク活動の充実(NPO、当事者団体等とのネットワーク強化 等)
- ② 福祉サービスの利用支援の充実(地域福祉権利擁護事業等の充実・活用促進 等)

(4) 地域における課題解決のためのアプローチと継続的支援体制の整備

深刻なケースの緊急対応を行政としてしっかり受けとめるとともに、予防も含め一人ひとりの課題に応じたサービスを専門的見地からコーディネートし、自立支援を基本に継続的な取組みとしていくことが重要。

- ① 個別支援プランの作成・指導
(既存機能の活用等による全ての要援護者対象のケア・ケース検討の実施支援)
- ② 専門相談機能充実と関係機関ネットワーク
(相談機関のネットワーク構築、相談技術等の研究・開発促進 等)

(5) 地域における様々な活動主体の支援と「つながり」を創出する場づくり

健康福祉の取組みは、個人レベルでの共通した課題への対処を端緒に、これらの活動が重なり合い、刺激し合う形で、その成果を生むことから、地域のこうした活動を活発化させていくことが必要。

- ① 身近な交流の場づくり(地域資源を活用した多用な交流の場づくり支援 等)
- ② 住民の主体的・自主的活動の促進(当事者組織、福祉NPO等の育成支援 等)

(6) 地域における一人ひとりの状況に応じた自立生活の支援

一人ひとりが、生きがいと誇りを持ち、自立生活を営んでいけるよう、介護等の福祉サービスとともに医療や就労・居住機能等の支援を行っていくことが必要。

- ① 医療・就労・居住へのつなぎの強化
(無料低額診療事業の活用促進、地域における就労支援活動の支援 等)
- ② 地域における自立生活基盤の充実
(グループホーム、グループリビングなど、多様な居住機能の確保支援 等)

(7) 地域福祉サポートの体制強化と仕組みづくり

地域福祉の活動を支え、高めていく上で、幅広い人づくり、システムづくりが重要。実践を通じた研修や交流、地域の新しい発見を支援する仕組み、当事者が参画した地域福祉支援計画の実施状況の評価を行う機能を整備していくことが必要。

- ① 福祉マンパワーの育成
(関係機関・団体の連携による地域での福祉学習・福祉教育の促進 等)
- ② 循環発展型評価システムの構築
(第三者機関による事業推進サイクルの展開を評価・支援するシステムづくり 等)

第1期大阪府地域福祉支援計画に基づく主要事業

1 コミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業（平成16～20年度）

(1) 事業の概要

高齢者、障がい者等地域の要援護者に対する「見守り・発見(安否確認)、相談、必要なサービスや専門機関へのつなぎ」機能を強化するため、中学校区等の単位で設置するいきいきネット相談支援センターにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置する市町村に対し補助を行う。

【補助基準額・補助率】

補助基準額：人件費480万円、活動費100万円 補助率：1/2
ただし、本事業の普及を促進するため、民間施設に配置する場合に限り、大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度により市町村が負担すべき1/2分を特別に上乘せ補助

(2) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすもの。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のこと。

本事業におけるコミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉士、精神保健福祉士、5年以上の経験のある保健師等の専門性を有し、かつ、府が実施する養成研修を修了した者をもってあてることとしている。

(3) あるCSWの1日（市町村社会福祉協議会配置、40歳代女性、社会福祉士）

〇月〇日

8:45	認知症徘徊者の搜索対応
10:00	なんでも相談
10:30	ケース会議（高次脳機能障がい）
11:30	家庭訪問
13:30	住民活動のためのアンケート作成
15:00	電話相談
15:30	認知症徘徊者の搜索対応
16:00	ケース会議
19:30	認知症徘徊者の搜索対応
20:30	業務終了

〇月〇日

8:45	CSW会議記録作成
10:00	団塊世代の会（地域活動）出席
13:00	ケース対応 相談・調整
14:30	地域福祉調査に関する有識者との打ち合わせ
15:30	一人暮らし高齢者に関する調査協力を関係機関に依頼
19:30	残務処理後、業務終了

(4) CSWの活動事例

制度の狭間への対応事例

住居をゴミ屋敷にして、地域から孤立した一人暮らしで判断力が乏しくなってきた70歳代の女性への支援を行った事例

CSW介入の必要性

- ゴミ収集癖を持つ者に対する既存のサービスがない。
 - ・ 介護保険を申請したが、本人の訪問拒否のため、認定不可能。
 - ・ 保健センター、民生委員等に対しても訪問拒否。
- 個人で大量のゴミの廃棄を行うには費用面の負担が大きい。
 - ・ 市の廃棄物担当課による処理は有料

CSWの活動による効果

- ボランティアや古紙回収業者と協力して元の状態に戻すとともに、廃棄物担当課・環境事業組合・保健所・ボランティアとの連携により、大量のゴミを処理する体制と、地域の見守り体制を構築。
⇒ CSWがいなければ、本人の健康が害されるとともに、近隣とのトラブルが深刻化するおそれ

複数課題への対応事例

若年性認知症が進み、徘徊行動が出てきた50歳代の親の介護と2歳の子どもの育児に悩み、地域から孤立した女性への支援を行った事例

CSW介入の必要性

- 複合する課題にワンストップで対応できる既存の相談体制がない。
 - ・ 介護保険制度の利用は可能であるが、本人が利用拒否
 - ・ 子ども家庭センターでは子どもに関することのみ
 - ・ 地域包括支援センターでは介護に関することのみ

CSWの活動による効果

- 親、本人、子ども揃っての校区ミニデイサービスへの参加を促すとともに、介護者家族の会を紹介。
 - ・ 市に働きかけた結果、徘徊者に対応するメールサービスが誕生。
- ⇒ CSWがいなければ、親、本人、子どもの三者共倒れのおそれ

2 大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助制度（平成17～20年度）

(1) 目的

既存の府単独補助事業や市町村提案型の事業をメニュー化した「地域健康福祉総合補助制度」を創設し、市町村が自主性・独自性を発揮して地域の実情に応じて、地域における健康福祉セーフティネットづくりや地域福祉活動の支援、高齢者、障がい者等に対するサービスや事業を展開できるよう支援する。

(2) 地域健康福祉支援市町村総合補助制度のうち、市町村提案型事業及び特別支援事業の概要

① 地域健康福祉施策市町村提案事業

市町村の創意工夫により、地域健康福祉施策の推進を図ることができるよう、市町村が提案する事業に対し補助する制度。

一般提案事業とモデル事業がある。

一般提案事業は、「生きがいづくり、見守りセーフティネット」、「地域福祉計画推進」、「高齢者自立支援等推進」、「障がい者地域生活支援」、「地域子育て支援」等の府が設定するテーマに基づき、提案する事業等であり、モデル提案事業は、同様のテーマに基づき、特に市町村が行う独創性・先導性の高い事業として採択するもの。

※ 事業の成果については、地域福祉支援計画推進委員会において評価し、委員会からの意見を今後の事業改善に反映。

【補助基準額・補助率】

○一般枠：

- ・ 中学校区数に単価を乗じる方法で積算。（補助率 1 / 2）

基礎額 200 万円（1 校区分）

加算額（2～10 校区まで） 1 校区増すごとに 100 万円

加算額（11 校区以上） 1 校区増すごとに 50 万円

○モデル事業枠：

- ・ 500 万円（定額）

府内で 5 箇所（地域福祉支援計画推進委員会において事業選定）

② 地域健康福祉施策特別支援事業

府として特に推進を図るべき府単独補助事業について、通常の補助率（2分の1）を超える部分に補助を行う。

【対象事業】

- ・ コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業
- ・ 障がい者サービス利用サポート事業（障がい者生活支援センターパワーアップ事業）
- ・ 街かどデイハウス支援事業

(3) 本制度に基づき支援した地域健康福祉施策市町村提案事業

① 一般提案事業（主なものを抜粋）

市町村名	事業名	事業内容
豊中市	福祉なんでも相談窓口設置等事業	概ね小学校区ごと（38地区）に既存施設を活用し、高齢・障がい・子ども等の枠にとらわれず、地域住民が気軽に相談できる窓口を設置し、民生・児童委員や校区福祉委員が相談に応じ、専門機関へのつなぎを行う。
池田市	子ども見守り隊運営事業	地域で子どもの見守りを行う「池田市子ども見守り隊」を設置する。隊員は公募により登録し、地域で安心して子育てができるよう見守り機能の強化を図るとともに、市に連絡・提言を行う。
枚方市	枚方市福祉移送サービス共同配車事業	福祉有償運送事業者や介護タクシー事業者の配車を一元化し、利用者の希望する日時・場所等を調整する共同配車センターを設置する。
茨木市	地域主体健康づくり支援事業	一人暮らし高齢者が多いなど他地域に比べ、健康管理上の課題を抱える校区の健康水準の確保・向上を図るため、研修会や講演会の開催等さまざまな健康づくりの取組みを行う。
寝屋川市	ファミリー・サポート・センター事業における障がい児への支援促進事業	現行のファミリー・サポート・センター事業では対応しきれない障がい児とその家族を支援するため、障がい児の送迎、預かり等の援助をする会員の育成・増員を図る。
和泉市	和泉市地域福祉推進事業	地域住民が安心・安全に暮らせるよう以下の地域づくり推進事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 21小学校区で、災害時における要援護者支援の取組みについてのワークショップを開催 ・ 地域福祉（防災）シンポジウム開催 ・ 地域福祉コーディネータースキルアップ研修 修了者を対象に、防災関係の講習を開催 ・ ボランティアフェスティバルに防災のブースを設置し、防災に対する意識の啓発
羽曳野市	ふれあいネット雅び運営事業	一人暮らし高齢者等に対し、地域での見守り・声かけ等の支援を行うため、校区福祉委員会の活動をベースに「ふれあいネット雅び」を実施する。〈ふれあいネット雅び〉住民参加の自主的な福祉活動（校区福祉委員会の小地域ネットワーク活動等）と保健師・ケアマネジャー、医師会等の専門職種・行政が協働し、高齢者等を地域で支えようとする取り組み。
阪南市	くらしの安心ダイヤル事業	一人暮らし高齢者や障がい者等（災害時要援護者）が地域で孤立することを防止するため、住民による支えあい体制を支援するとともに、災害時の安否確認体制を整備する。

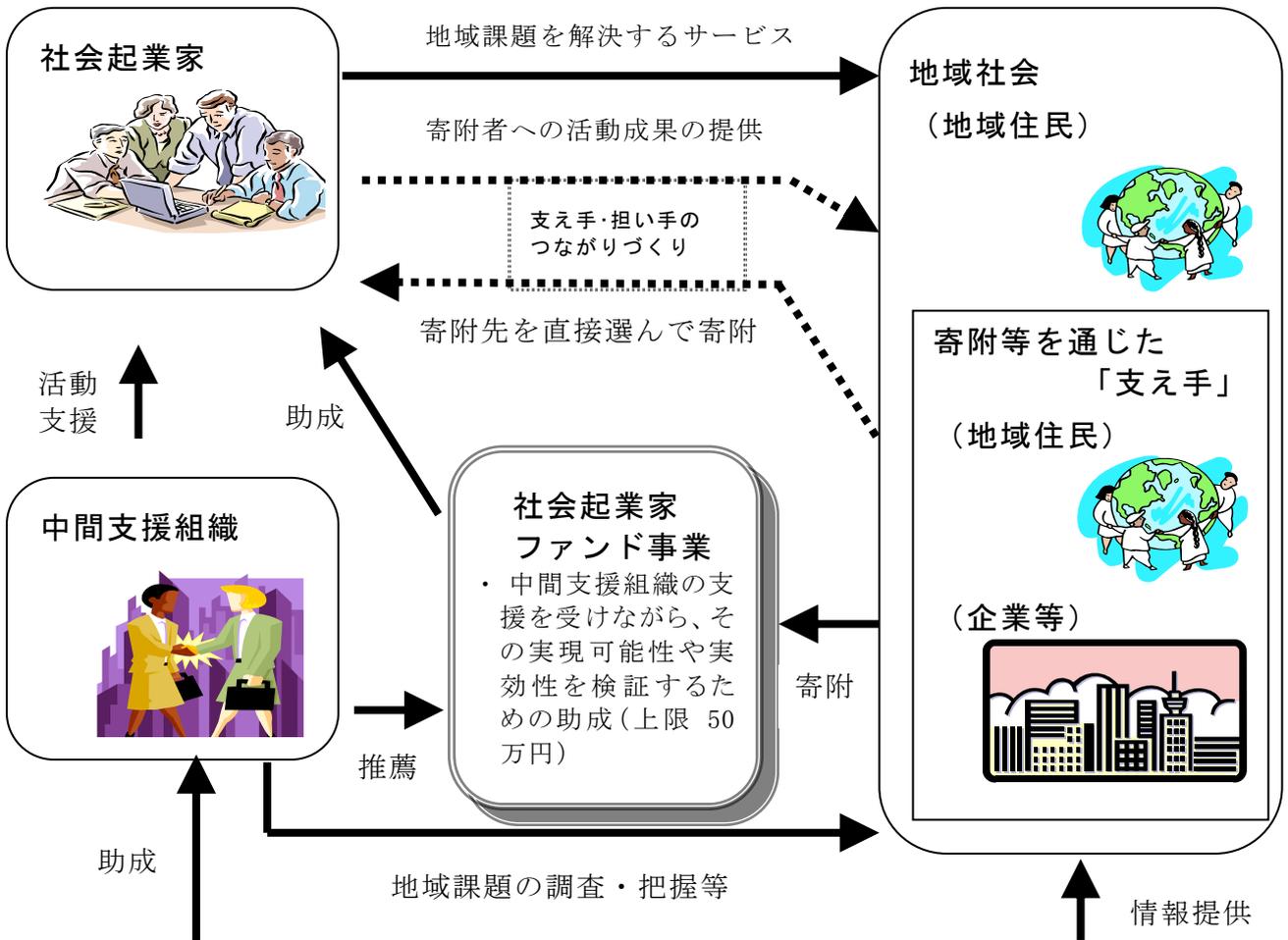
② 先導的地域健康福祉施策推進モデル事業（主なものを抜粋）

市町村名	事業名（実施年度）	事業内容
豊中市・和泉市の共同事業	地域福祉PDCAサイクル構築事業（平成19年度）	次期地域福祉計画策定に向けて地域福祉ニーズを把握するため、2市・2社協共同による住民意識調査を実施し、計画評価の指標を確立して次期計画改訂に反映するPDCAサイクルの構築を目指す。
八尾市	障がい者作業所アンテナショップ運営事業（平成19年度）	アンテナショップ「ええショップいろいろ」を授産活動活性化の拠点とし、PR活動や販売促進活動に努める。また、企業や市民を巻き込んだアンテナショップを支援する組織作りを行う。
	アンテナショップを活用した職場適応のための研修及び就労実習等（平成20年度）	障がい者アンテナショップ「ええショップいろいろ」を活用し、未就労の在宅障がい者や小規模通所授産施設等の利用者を対象として、職場適応や来店者対応に必要な研修及び就労実習を実施する。また、授産製品の商品価値を上げて授産施設等で働く利用者の工賃引上げにつなげるため、新製品のアイデアや品質向上について検討する「いろいろ」ブランド選定委員会を開催する。
大東市	もっと、元気でまっせ！大東プロジェクト（平成17年度）	健康体操「元気でまっせ体操」の普及、地元住民を主体とした体操教室の開催、「介護予防出前講座」の実施等によって、元気な高齢者の健康維持と生きがいづくりを目指す。
	認知症になったって安心して暮らせるまちづくり（平成18年度）	認知症について楽しく理解できる演劇を制作するとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、将来的には、認知症で困っている高齢者やその家族の見守りや徘徊時の協力体制を整備する。（演劇制作を中心とする部分を提案）
	大東 みんなで見守りや そりゃ安心～迷い人・徘徊キヤッチシステム～（平成20年度）	①認知症高齢者の徘徊や障がい者（児）の迷い人を早期に発見、保護できるよう住民、警察、消防の連携によるメールを活用した見守りシステムの構築・運営を行う。②企業に対し、認知症の方への対応を学ぶ講習を実施し、受講企業にはステッカーを授与する。③市民の認知症への理解を深めるための啓発事業を実施するとともに、認知症に理解を深めた企業や住民等を巻き込み、見守りシステムへの協力員を増やし、地域で認知症の方等を支えるしくみの構築を目指す。
熊取町	総合的子ども福祉施策推進事業（平成17年度）	子どもと家庭を対象とした一貫した取組みを推進するため、福祉・保健・教育等の枠を超えた庁内横断的会議の開催、専門相談員によるケース把握、地域子育てボランティアとの連携等、総合的に子ども施策を推進する。
	共育ち支援事業（平成18年度）	親支援に係る委員会・懇談会の立ち上げや親が良質な情報を得て学びあう環境の整備、町立保育所をモデル保育所とした親支援強化の取組みを通じ、親の学びあいと交流を促進し、家庭と地域の教育力（子育て力）向上を図る。

3 社会起業家の育成・支援のための取組み

- (1) 平成15～16年度 「社会起業家育成支援プロジェクト」
地域でのさまざまな福祉課題を解決する社会起業家の活動を支援する体制を整備するため、平成15～16年度にモデル事業として以下の事業を実施。
 - ① 社会起業家育成支援モデル事業
福祉分野のコミュニティ・ビジネス（CB）に対してサポート（コンサルテーション、マーケティング、PR支援、助成金へのつなぎ等）を行う中間支援組織を公募。優秀な提案を行った団体に補助を行う。（600万円を助成。）
4つの視点（①コンサルテーション、②サポート人材づくり、③ネットワークづくり、④ファンドレイジング）にたったモデルの構築を目指す。
→ NPO 法人寝屋川あいの会を実施団体として選定
 - ② 社会起業家ナレッジバンク事業
中間支援組織がコンサルテーション等の事業を円滑に行うことができるよう、ビジネススキル（経験）を有する人材を登録し、活動団体にあっせんするとともに、成功した事業を手がけている団体を登録し、そのフランチャイズ化や団体間のコラボレーションを支援するナレッジバンクを設置。運営方法を提案公募し、上記のモデル中間支援組織に併せて委託。（委託料：400万円）
 - ③ 社会起業家ファンド
既存の基金やエコマネー、寄附等をモデル中間支援組織が集約し、質が高いと認められる活動団体に対して、資金提供の橋渡しを行う仕組みを構築。（1団体100万円を上限に助成。）
- (2) 平成17～19年度 「社会起業家育成支援基盤づくり事業」
（財団法人大阪府地域福祉推進財団に委託）
 - ① 中間支援の基盤づくり事業
先輩的・当事者的な立場から社会起業家を支援（コンサルテーション活動、ソーシャル・マーケティング支援、社会起業家カフェ、社会起業家見本市などの企画・運営）する中間支援組織を公募。
各年度5団体を選定し、1団体300万円を上限に支援。
 - ② 大阪府福祉基金社会起業家ファンド助成事業
中間支援組織から推薦された「スタート段階」の社会起業家の事業に対し、大阪府福祉基金を活用し資金面で支援。
1団体50万円（平成17年度のみ100万円）を上限に支援。
（平成20年度も継続）
 - ③ 「支え手」と「担い手」のつながりづくり事業
ア 社会起業家が自らの活動に関する情報を登録。
イ 登録された情報をもとに、地域住民が「自分が支えたい社会起業家」を自ら選んで寄附を実施。
ウ 寄附を受けた社会起業家は、地域課題を解決するサービス等を展開するとともに、寄附者に対しても活動の成果を提供。
という「支え手」と「担い手」のつながりづくりの仕組みを構築・運用する。

社会起業家育成支援基盤づくり事業のイメージ図



中間支援の基盤づくり事業

社会起業家の活動支援や地域課題の調査・把握等を行う中間支援組織を提案公募。5団体を選定し、300万円を上限に支援。

「支え手」と「担い手」のつながりづくり事業

ア 社会起業家が自らの活動に関する情報を登録。
 イ 登録された情報をもとに、地域住民が「自分が支えたい社会起業家」を自ら選んで寄附を実施。
 ウ 寄附を受けた社会起業家は、地域課題を解決するサービス等を展開するとともに、寄附者に対しても活動の成果を提供。
 という「支え手」と「担い手」のつながりづくりの仕組みを構築・運用する。

社会起業家ファンド助成対象団体（平成17～20年度）

【平成17年度】（助成を行った9団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
（特活）み・らいず	知的障がいをもつ人のアートを服や雑貨等のデザインに使うことで、知的障がいをもつ人が収入を得ることができるよう、ファッション関係企業との提携により、商品を製作、販売するための企画・営業を学生とともに行う。また、これを通じてさまざまな違いを認め合う社会をめざす。
（特活）まんぼう	知的障がい者と健常者との相互理解をめざし、ミュージカル・バラエティ「楽笑・まんぼうショー」の公演活動を展開する。また、創造的な自主製品の販売で、障がい者の給料の向上を目指す。

【平成18年度】（助成を行った6団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
チーム てこ （現花しょうぶ）	気軽に立ち寄れる地域の世代間交流スペースを設けるとともに、多様な世代が交流することができるイベントを企画することにより、地域コミュニティの活性化に取り組む。 平成19年10月にオープンした地域交流スペース（花しょうぶ）では、多世代にわたる地域交流の場として機能し始めている。
（特活）ふれあいネット ひらかた	商店街の空き店舗を利用して、地域の子育て応援ひろばを運営し、子育て中の親子を対象に食育料理教室や親子クッキング、ヨガなどの子連れカルチャー教室を開催する。また、商店街の買い物客等を対象とした一時保育を実施する。

【平成19年度】（助成を行った13団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
（特活）羽曳が丘E&L	集会所・ピオトープ・幼稚園・小学校・道の駅を拠点にしてアート事業を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代のまちづくり参加を促進する。ピオトープフェスタは2回/年開催し、約1200人/回の参加者になっている。参加者増加が魅力あるまちづくりの成果と思っている。
（特活）住まいみまもり たい	高齢者とニートとの交流を図り、ともに物づくりに取り組み、その商品をネットショップやフリーマーケットで販売すること等により、ニートの社会参画を支援する。

【平成20年度】（助成を行った6団体のうち、主な団体の名称と事業概要）

団体名	事業概要
（特活）ライフサポート 路木	ホームレス等の就労支援の場を作り出すとともに、環境問題やホームレス等の社会問題を広く訴えるツールとして活用するため、忘れ物・使用済みの傘等廃棄処分となるものを再利用してエコバックを製作し、デパートやイベントで販売する。
ハコプロ（haco-project）	福祉施設で作られた授産製品をオリジナルの箱に詰め合わせ、全国の雑貨店、ギャラリー等で販売してもらうプロジェクトに取り組むことで、授産製品の販売の機会を増やすとともに、障がい者に対する社会の理解を高める。

大阪府地域福祉支援計画推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 大阪府地域福祉支援計画を円滑に推進するとともに、市町村における地域福祉計画に基づく事業の推進及び先進的な取組みの普及・拡大を図ること等により、府内の地域福祉の水準を上げていくため、大阪府地域福祉支援計画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進委員会は、次の各号に定める事項について調査審議する。

- 一 大阪府地域福祉支援計画の策定に関すること
- 二 大阪府地域福祉支援計画の進行・管理・評価に関すること
- 三 市町村の地域福祉活動に係る評価、助言に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

2 推進委員会は、地域福祉に識見のある委員20名以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(専門委員)

第3条 推進委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 緊急に決定する必要がある事項について推進委員会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、委員長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(部会)

第6条 推進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を推進委員会に報告する。

5 前3項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

平成 21 年 3 月現在

大阪府地域福祉支援計画推進委員会委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏名	役職
梅原 勝美	大阪府民生委員児童委員協議会連合会副会長
大友 章三	(特活) C I L 豊中副理事長
勝部 麗子	(社福) 豊中市社会福祉協議会 副主幹兼地域福祉係長
小菓 裕成	(社) 大阪府医師会 理事
○ 齊藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科准教授
澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
芝野 松次郎	関西学院大学人間福祉学部教授
関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授
田垣 正晋	大阪府立大学人間社会学部 准教授
田中 文子	(社) 子ども情報研究センター 所長
田村 満子	(有) たむらソーシャルネット 代表
中山 英嗣	河内長野市 保健福祉部 福祉政策室 地域福祉課長
久 隆浩	近畿大学理工学部教授
平澤 徹	(社福) 大阪府総合福祉協会理事長
藤井 博志	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
法橋 聡	近畿労働金庫 地域共生推進室室長
◎ 牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部教授
山田 早苗	(社福) 大阪府社会福祉協議会事務局長
山田 裕子	(特活) 大阪NPOセンター 理事兼事務局長
要田 洋江	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授

◎は委員長、○は委員長職務代理者

大阪府地域福祉支援計画推進委員会の審議経過

	開催日	主な内容
第1回	平成20年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長等の選任及び部会の設置について ・ 第1期大阪府地域福祉支援計画の進捗状況について ・ 第2期大阪府地域福祉支援計画の策定方針について
第2回	平成20年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府地域福祉支援計画推進委員会の進め方について ・ 第2期大阪府地域福祉支援計画骨子（案）について
第3回	平成20年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期大阪府地域福祉支援計画（素案）について
第4回	平成21年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期大阪府地域福祉支援計画（案）について
第5回	平成21年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期大阪府地域福祉支援計画（案）について ・ 委員からの意見・提言 ・ 会場参加者との意見交換

※ 第5回委員会は、大阪府地域福祉支援計画シンポジウムとして開催。

